

# 第3次 障がい福祉総合計画

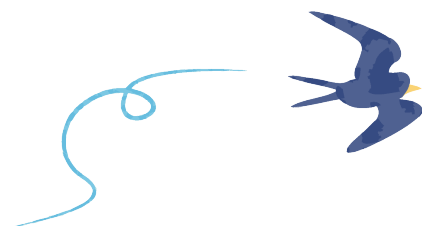
第8期障がい者保健福祉計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

《令和6年度～令和8年度》

誰もが人格と個性を尊重し、  
いきいきと地域で暮らすことのできる  
「自立」と「共生」の社会をめざして



令和6年3月  
北海道 本別町



## 目 次

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第1編 序論.....               | 1   |
| 第1章 計画の策定にあたって.....       | 3   |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....   | 8   |
| 第3章 計画の推進に向けて.....        | 37  |
| 第2編 第8期障がい者保健福祉計画.....    | 39  |
| 第1章 計画の基本的な考え方.....       | 41  |
| 第2章 施策の展開.....            | 46  |
| 第3編 第7期障がい福祉計画.....       | 65  |
| 第1章 計画の基本的事項.....         | 67  |
| 第2章 第6期障がい福祉計画の実施状況.....  | 71  |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....       | 79  |
| 第4章 成果目標とサービス見込量.....     | 82  |
| 第4編 第3期障がい児福祉計画.....      | 91  |
| 第1章 計画の基本的事項.....         | 93  |
| 第2章 第2期障がい児福祉計画の実施状況..... | 95  |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....       | 97  |
| 第4章 成果目標とサービス見込量.....     | 98  |
| 資料編.....                  | 100 |

# 第1編 序論

---



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国の障がい者施策は障がいや難病等の多様化・複雑化により、大きく変化しています。平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

また、令和3年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

加えて、令和4年12月10日に成立し、令和6年4月1日に施行される障害者総合支援法等の改正では、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」や「多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上」が掲げられています。

令和5年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」では、基本的方向における社会情勢の変化として、「2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承」、「新型コロナウイルス感染症拡大とその対応」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）」等が盛り込まれています。

本町においては、「誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる『自立』と『共生』の社会の実現」を基本理念として、令和3年3月に「第2次障がい福祉総合計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

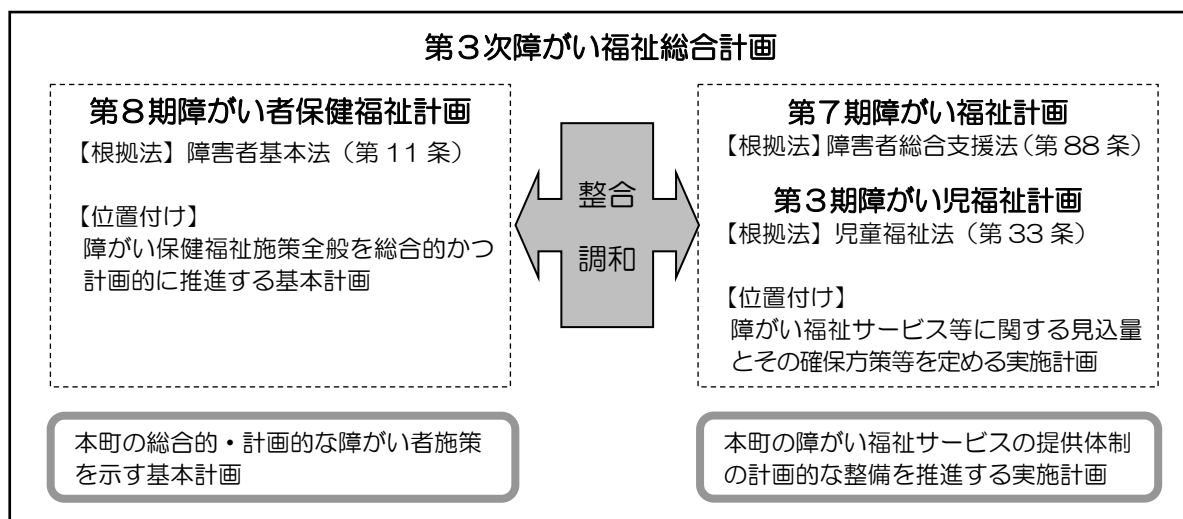
このたび、第2次の計画期間が終了することに伴い、これまでの取組に加えて国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本町のさらなる障がい者施策の推進のため、「第3次障がい福祉総合計画」を策定します。

## 第2節 計画の位置付け

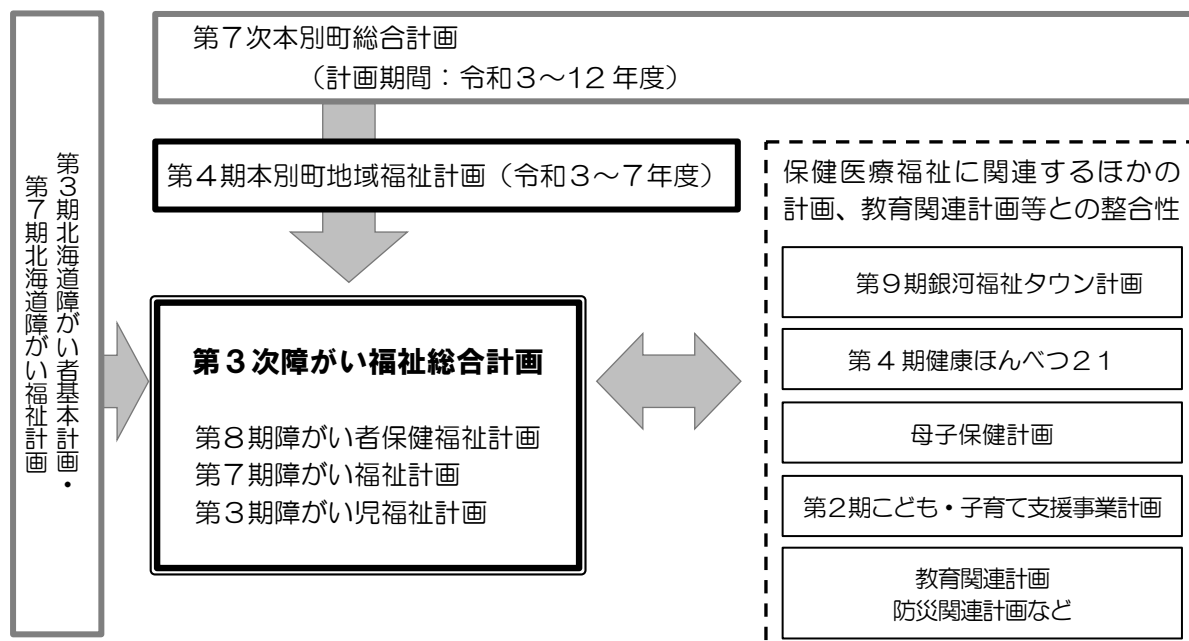
本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人に係る保健福祉全般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

また、本計画は「第7次本別町総合計画（計画期間：令和3～12年度）」を最上位計画とし、「第3期北海道障がい者基本計画」「第7期北海道障がい福祉計画」が示す内容を踏まえた上で作成します。さらに、本町の本計画に関係の深い保健福祉関連計画だけでなく、教育関連の計画や防災関連の計画など、障がい者施策と関連するほかの個別計画との整合性に配慮します。

### ■「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の関係



### ■第3次障がい福祉総合計画と他計画の関連



### 第3節 計画の期間

本計画は令和6年度～令和8年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画の最終年度である令和8年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

| 令和<br>3年度<br>(2021)                                        | 令和<br>4年度<br>(2022) | 令和<br>5年度<br>(2023) | 令和<br>6年度<br>(2024)                                        | 令和<br>7年度<br>(2025) | 令和<br>8年度<br>(2026) | 令和<br>9年度<br>(2027)                                        | 令和<br>10年度<br>(2028) | 令和<br>11年度<br>(2029) |
|------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 第2次障がい福祉総合計画<br>第7期障がい者保健福祉計画<br>第6期障がい福祉計画<br>第2期障がい児福祉計画 |                     |                     | 第3次障がい福祉総合計画<br>第8期障がい者保健福祉計画<br>第7期障がい福祉計画<br>第3期障がい児福祉計画 |                     |                     | 第4次障がい福祉総合計画<br>第9期障がい者保健福祉計画<br>第8期障がい福祉計画<br>第4期障がい児福祉計画 |                      |                      |

### 第4節 計画の対象者

障がいのある人とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がいのある人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

### 第5節 北海道計画における圏域設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

保健・福祉サービスの提供体制は、これら3つの圏域（市町村圏域、広域圏域、全道域）の機能分担のもとで、重層的なネットワークを構築することが必要です。

道では、このうち、広域的に利用されるサービスの提供体制を整備するため、複数の市町村からなる圏域を「障がい保健福祉圏域」として設定しています。

なお、この圏域は、新・北海道保健医療福祉計画における第二次保健医療福祉圏域と同様、本道を21に区分しています。

本町は十勝総合振興局管内の市町村で構成される「十勝障がい保健福祉圏域」に位置付けられています。

## 第6節 計画の策定方法

### 1 策定体制

#### (1) 行政内部の体制

行政内部の策定体制については、保健福祉課、健康・こども課、健康管理センターが中心となり現状分析や課題の抽出、計画案の検討を行い策定にあたりました。

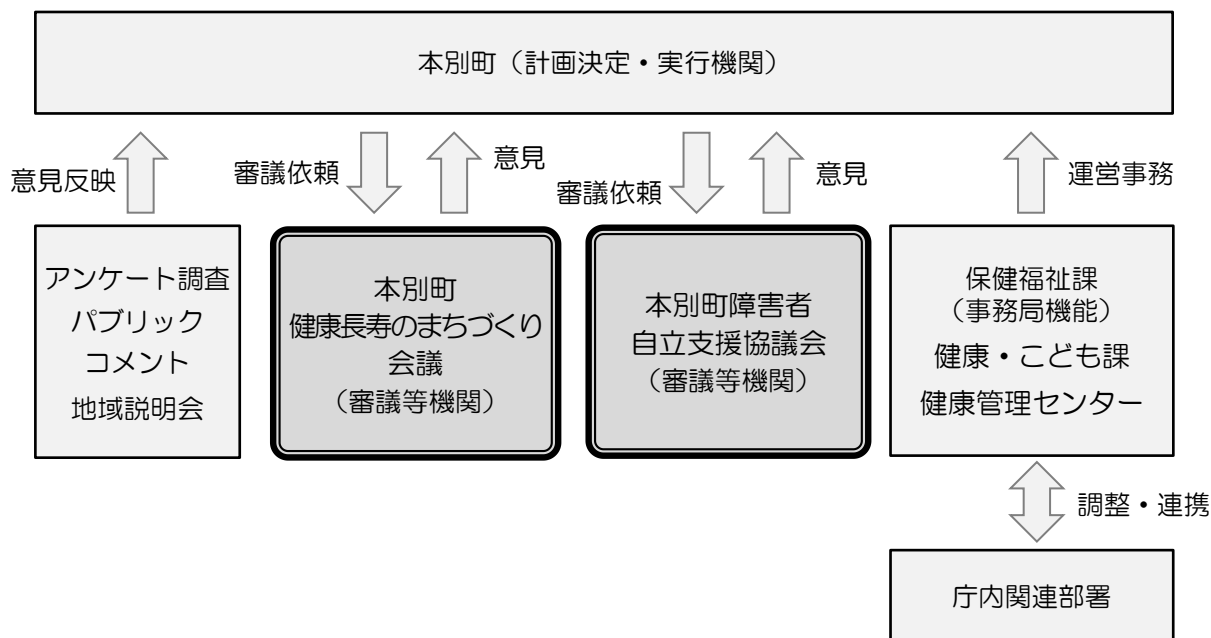
#### (2) 本別町障害者自立支援協議会

各施策や事業に関わる事項について、「本別町障害者自立支援協議会<sup>※1</sup>」において事業評価を行い、同会議において計画案の審議を行いました。

#### (3) 本別町健康長寿のまちづくり会議

「第2次障がい福祉総合計画」の達成状況や反省点について「本別町健康長寿のまちづくり会議<sup>※2</sup>」の事業評価部会にて事業評価を行い、同会議において「第3次障がい福祉総合計画」の策定にあたっての審議を行いました。

#### ■ 計画策定体制



※1 本別町障害者自立支援協議会

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第3項」及び「本別町自立支援協議会設置要綱」に基づき、平成19年5月28日に設置された会議です。保健医療福祉関係者、商工、教育、警察等の9人の委員で構成されています。

※2 本別町健康長寿のまちづくり会議

地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の付属機関で、保健福祉施策への町民の参加等を目的に、平成13年3月に町民主導により制定された「本別町健康長寿のまちづくり条例」第7条に基づき設置された会議です。被保険者の代表としての公募町民、保健福祉関係者、介護サービス事業者等の23人の委員で構成されています。



## 2 障がい者実態調査の実施

障がいのある人の地域生活の課題を探り、それらの課題を踏まえた第3次障がい福祉総合計画の策定に向けて、その基礎資料とするため障がいのある人の実態調査を実施しました。

### (1)調査対象及び調査方法等

|       | 障がい者福祉アンケート調査<br>(障がいのある人の実態調査)                                     | 障がいに関する意識調査                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 調査の目的 | 障がいのある人の生活実態、社会参加の状況などを把握し障がい福祉サービスのあり方の検討や、計画に反映させることを目的として実施しました。 | 町民の意識について調査を行い共生社会の実現に向け、障がいのある人へのあり方や障がい福祉サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。 |
| 対象者   | ①障がいのある人(18歳未満)の保護者<br>②障がいのある人(18歳以上)                              | 無作為抽出した町民                                                                       |
| 調査地域  | 町内全域                                                                |                                                                                 |
| 調査基準日 | 令和4年11月1日                                                           |                                                                                 |
| 調査期間  | 令和4年12月                                                             |                                                                                 |
| 調査方法  | 配布：郵送、回収：郵送                                                         |                                                                                 |

### (2)回収結果

|       | 障がい者福祉アンケート調査 |       | 障がいに関する意識調査 |
|-------|---------------|-------|-------------|
|       | 18歳未満の保護者     | 18歳以上 |             |
| 配布数   | 39            | 429   | 200         |
| 回収数   | 14            | 187   | 74          |
| 有効回収数 | 14            | 187   | 74          |
| 有効回収率 | 35.9%         | 43.6% | 37.0%       |

## 3 町民の意見反映

「第3次障がい福祉総合計画」の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、町広報紙への記事掲載やパブリックコメントを実施しました。

また、さらに広く意見や要望をうかがうために、地域説明会を本別地区・勇足地区・仙美里地区の3会場で開催しました。

## 4 計画策定後の点検体制

「本別町障害者自立支援協議会」及び「本別町健康長寿のまちづくり会議」において、本計画の町民による進捗状況の確認、事業評価を実施します。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 第1節 人口の推移

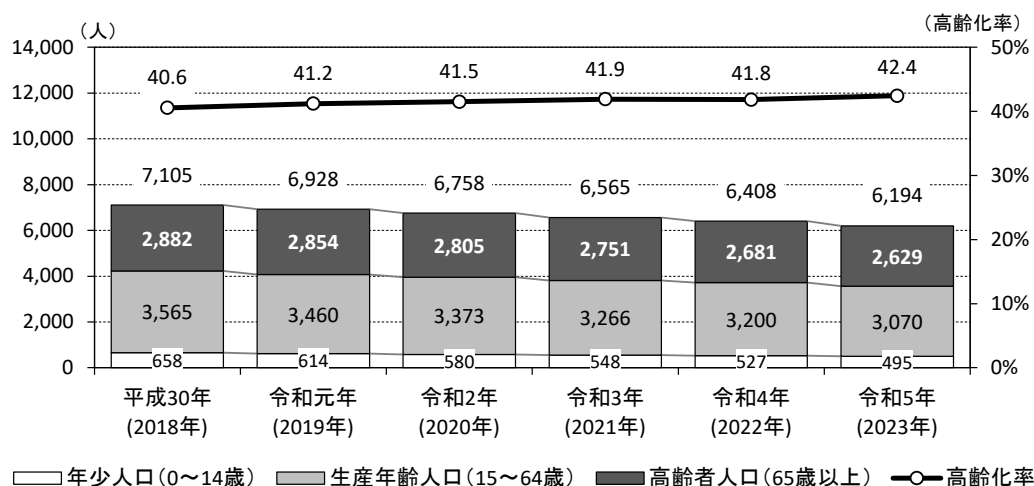
#### 1 総人口の推移

本町の総人口は減少を続けており、令和5年の住民基本台帳による総人口は6,194人となっています。

年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口及び年少人口だけでなく高齢者人口も減少しており、令和5年の高齢者人口は2,629人となっています。

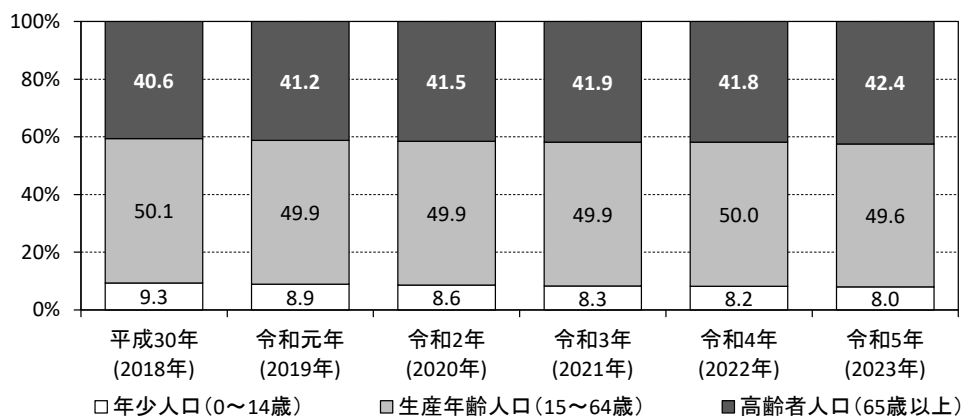
年齢3区分別の構成比をみると、高齢化率は増加傾向が続いており、令和5年は42.4%となっています。

##### ■年齢3区分別人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

##### ■年齢3区分別人口割合の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

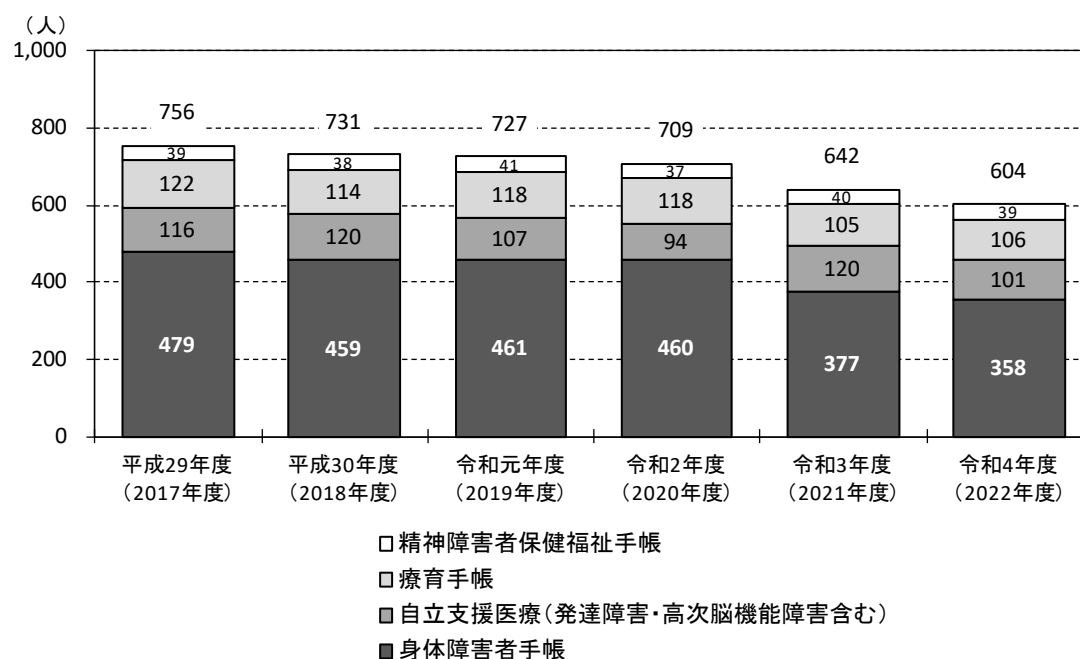
## 第2節 障がいのある人の状況

### 1 病気や障がいによって支援が必要な人の推移

障がい者手帳所持者、特定疾患（難病患者）、自立支援医療受給者を含め、病気や障がいによって支援が必要な人数は、令和4年度末現在、604人となっています。

高齢化の進展に伴い、身体障害者手帳の所持者数は減少していますが、人口に対する病気や障がいによって支援が必要な人数の割合は、平成29年度から10%前後で推移しています。

#### ■病気や障がいによって支援が必要な人の推移



|                                           | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元 年度 | 令和<br>2 年度 | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 |
|-------------------------------------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 身体障害者手帳（人）                                | 479         | 459         | 461        | 460        | 377        | 358        |
| 療育手帳（人）                                   | 122         | 114         | 118        | 118        | 105        | 106        |
| 精神障害者保健福祉手帳（人）                            | 39          | 38          | 41         | 37         | 40         | 39         |
| 自立支援医療<br>（発達障害・<br>高次脳機能障害<br>含む）<br>（人） | 116         | 120         | 107        | 94         | 120        | 101        |
| 育成医療                                      | 2           | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 更生医療                                      | 21          | 23          | 23         | 24         | 23         | 22         |
| 精神通院                                      | 93          | 97          | 84         | 70         | 97         | 79         |
| 合 計（人）                                    | 756         | 731         | 727        | 709        | 642        | 604        |
| 対人口割合（％）                                  | 10.4        | 10.3        | 10.5       | 10.5       | 9.8        | 9.7        |

※重複する人を含む

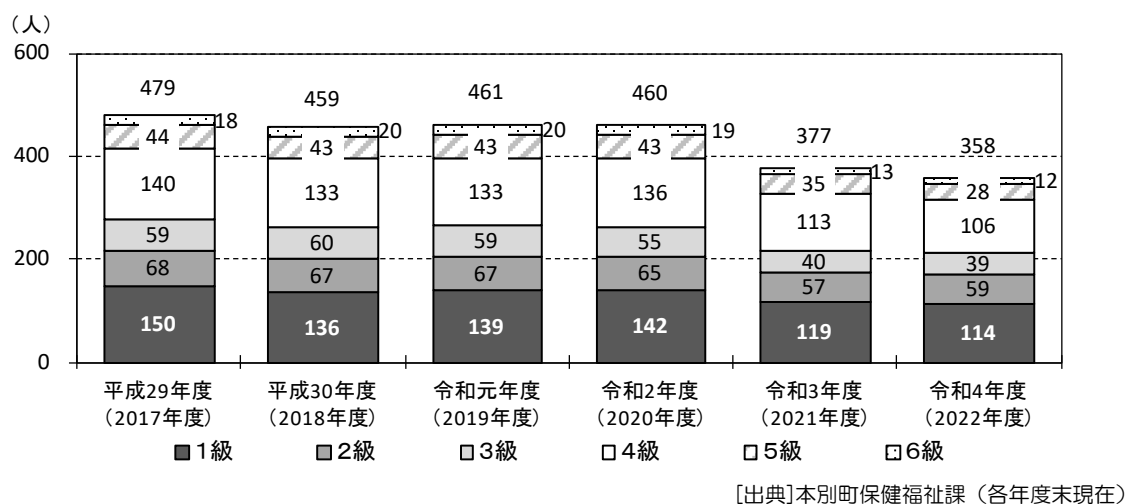
[出典]本別町保健福祉課（各年度末現在）

## 2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の交付状況は減少傾向にあり、令和4年度は358人となっています。

身体障害者手帳の等級別でみると、令和4年度は1級が114人、2級が59人で重度障がいの人が全体の48.3%を占めている状況です。

### ■身体障害者手帳交付者数の推移

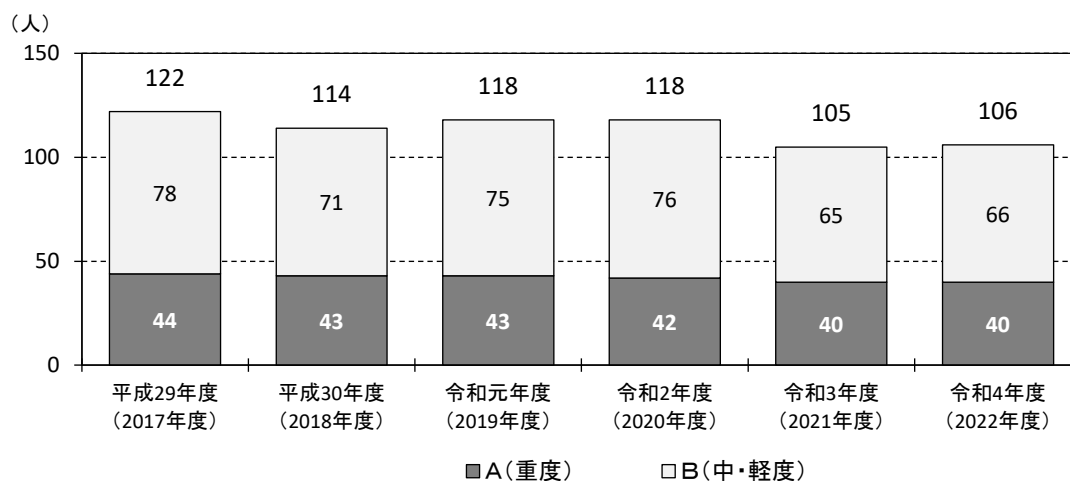


## 3 知的障がいのある人の状況

療育手帳の交付件数は年によって増減している状況にあり、令和4年度は106人となっています。

障がいの程度でみると、令和4年度はA判定者（重度）が40人、B判定者（中・軽度）が66人となっています。

### ■療育手帳交付者数の推移



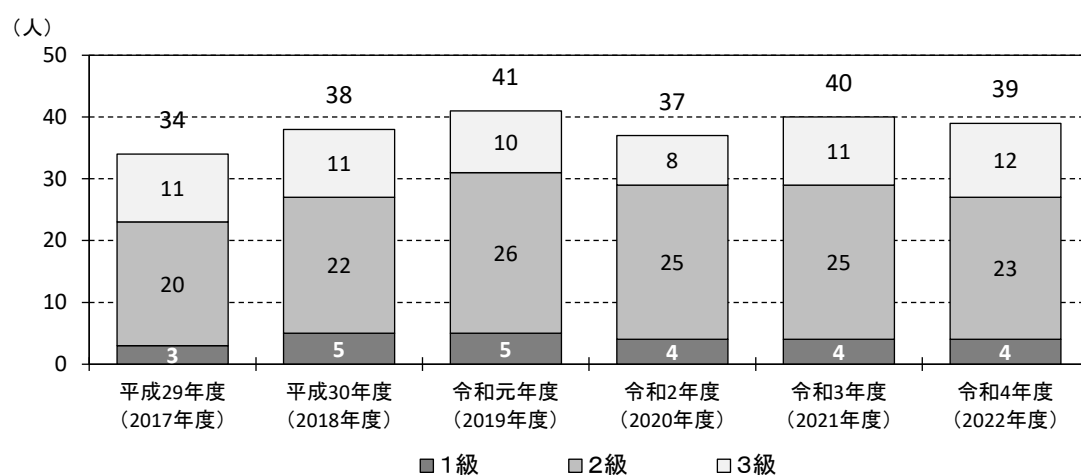
## 4 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者は令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和2年度以降はおおむね横ばいに推移しており、令和4年度は39人となっています。

また、令和4年度に自立支援医療（精神通院医療）の支給を受けている人は79人いる状況です。

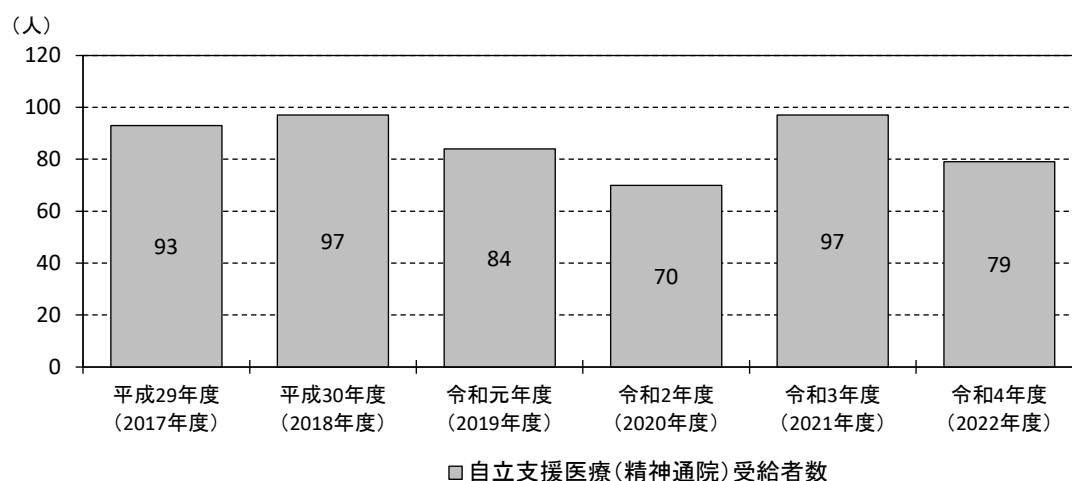
なお、手帳を持ってもサービスを使っていない人が多いことや、自立支援医療の支給を受けていても状況確認ができていない状況があることから、実態を把握する必要があります。

### ■精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



[出典]本別町保健福祉課（各年度末現在）

### ■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



[出典]本別町保健福祉課（各年度末現在）

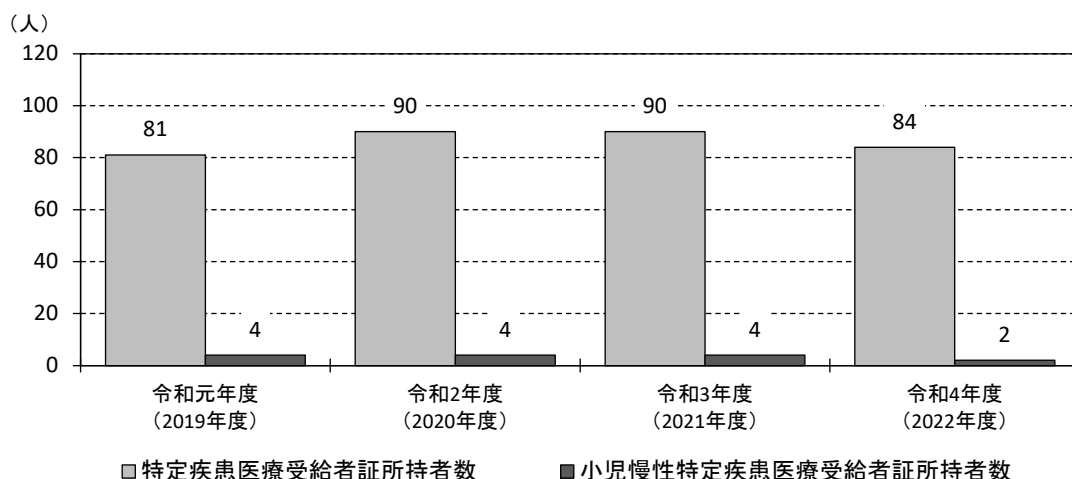
## 5 難病患者の状況

難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から、障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わりました。

なお、対象となる人は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、必要と認められた支援を受けることができます。

特定疾患医療受給者証所持者数は令和3年度まで増加傾向で推移していましたが、令和4年度は84人に減少しています。また、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は令和元年度の4人から横ばいに推移していましたが令和4年度は2人となっています。

■ 特定疾患医療受給者証所持者数と小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移



[出典]本別町保健福祉課（各年度末現在）

## 6 発達障がいのある人の状況

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

## 7 高次脳機能障がいのある人の状況

---

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障がいとしてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいを言います。

発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識をもって支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

## 第3節 障がい福祉サービスにおける給付状況

### 1 給付費の状況

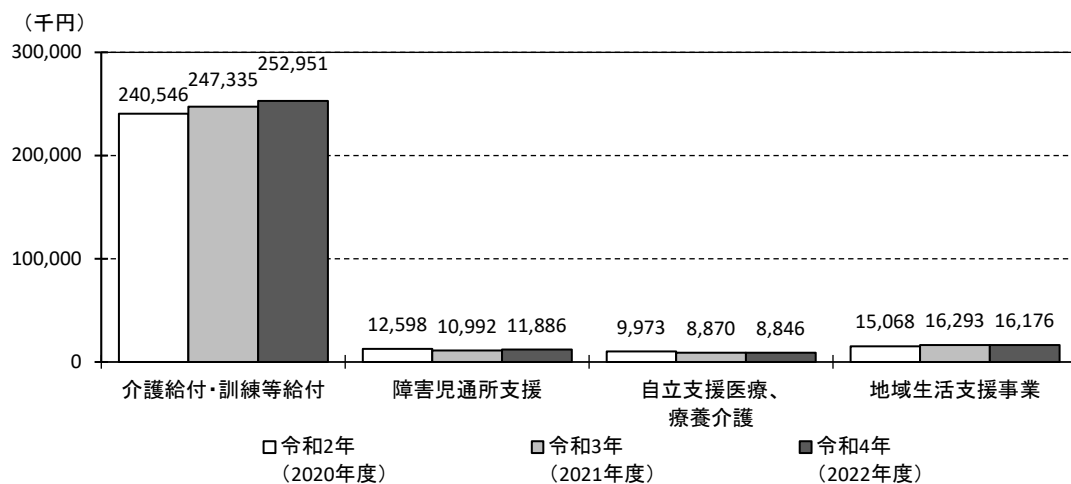
給付費の大部分を占める介護・訓練等給付費は年々増加しており、令和4年度は253百万円となっています。

障害児通所支援、自立支援医療（更生・育成）、療養介護、地域生活支援事業に関してはおおむね横ばいに推移していますが、自立支援医療（更生・育成）、療養介護はわずかに減少傾向がみられる状況です。

■総給付費の推移（単位：千円）

|                    | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 介護給付・訓練等給付         | 240,546 | 247,335 | 252,951 |
| 障害児通所支援            | 12,598  | 10,992  | 11,886  |
| 自立支援医療（更生・育成）、療養介護 | 9,973   | 8,870   | 8,846   |
| 地域生活支援事業           | 15,068  | 16,293  | 16,176  |
| 合 計                | 278,184 | 283,491 | 289,859 |

[出典]本別町保健福祉課



[出典]本別町保健福祉課

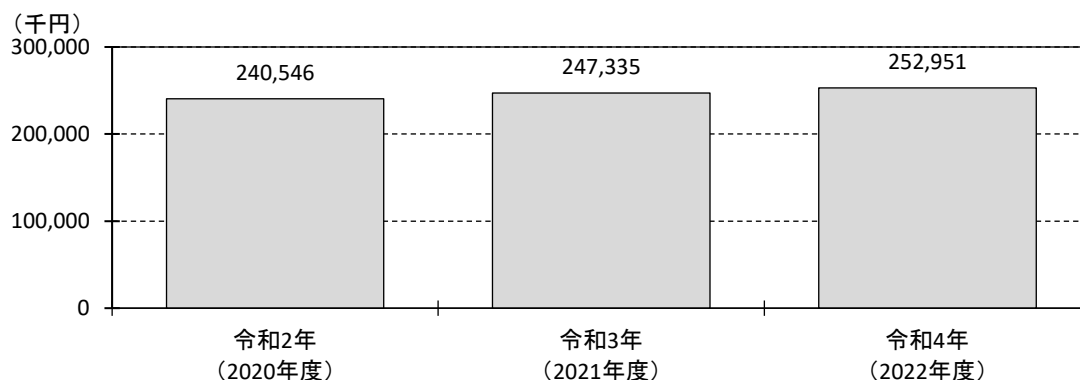


## 2 各サービスにおける給付費の状況

### (1) 介護・訓練等給付費の推移

令和2年度から令和4年度の介護・訓練等給付費の状況は以下のとおりです。

#### ■介護・訓練等給付費の推移



[出典]本別町保健福祉課

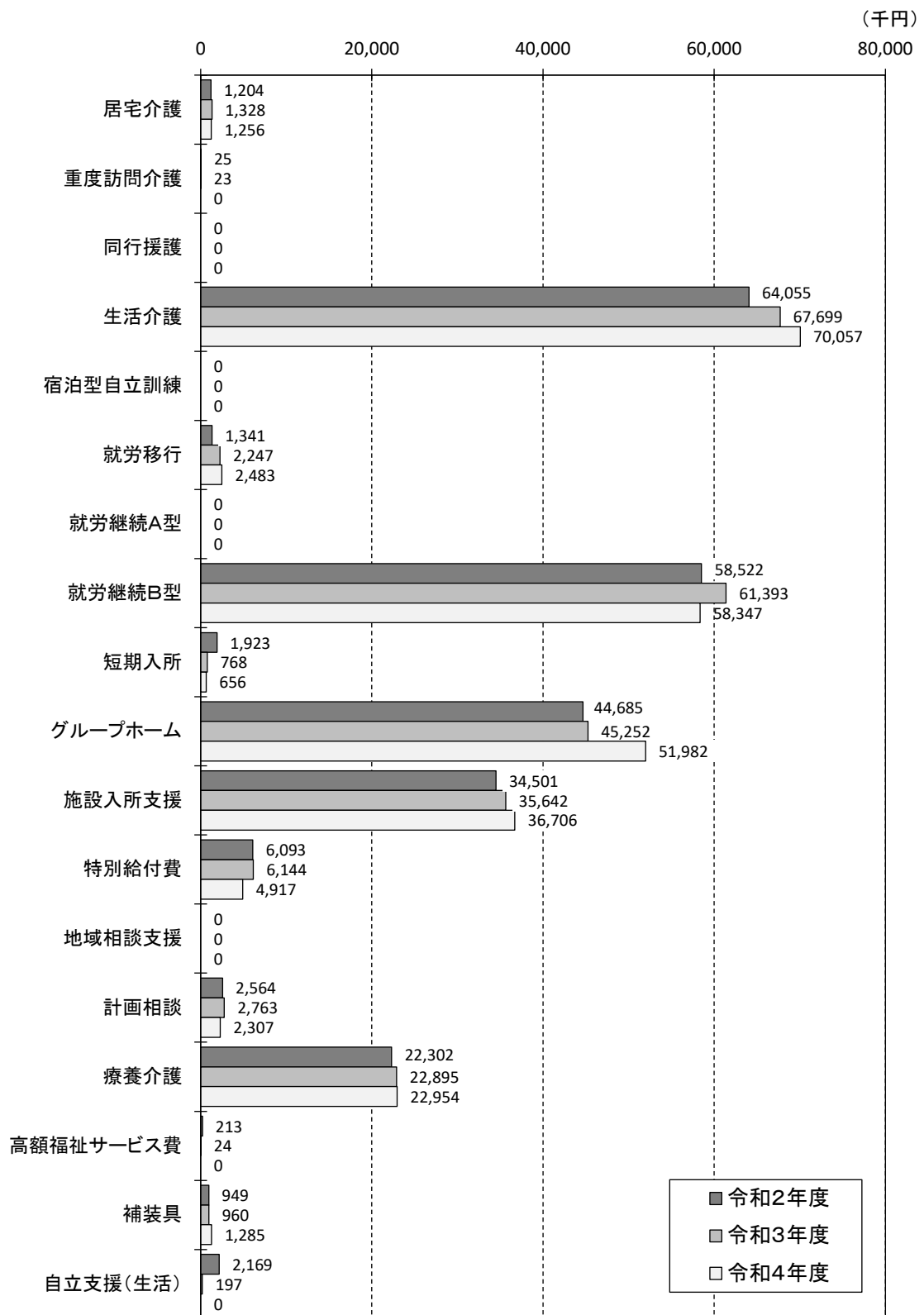
#### ■各サービスの給付状況

| サービス種類      | 給付費 (千円) |         |         |
|-------------|----------|---------|---------|
|             | 令和2年度    | 令和3年度   | 令和4年度   |
| 居宅介護        | 1,204    | 1,328   | 1,256   |
| 重度訪問介護      | 25       | 23      | 0       |
| 同行援護        | 0        | 0       | 0       |
| 生活介護        | 64,055   | 67,699  | 70,057  |
| 宿泊型自立訓練     | 0        | 0       | 0       |
| 就労移行        | 1,341    | 2,247   | 2,483   |
| 就労継続A型      | 0        | 0       | 0       |
| 就労継続B型      | 58,522   | 61,393  | 58,347  |
| 短期入所        | 1,923    | 768     | 656     |
| グループホーム     | 44,685   | 45,252  | 51,982  |
| 施設入所支援      | 34,501   | 35,642  | 36,706  |
| 特別給付費       | 6,093    | 6,144   | 4,917   |
| 地域相談支援      | 0        | 0       | 0       |
| 計画相談        | 2,564    | 2,763   | 2,307   |
| 療養介護        | 22,302   | 22,895  | 22,954  |
| 高額福祉サービス費   | 213      | 24      | 0       |
| 補装具         | 949      | 960     | 1,285   |
| 自立支援（生活）    | 2,169    | 197     | 0       |
| 介護・訓練等給付費合計 | 240,546  | 247,335 | 252,951 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

[出典]本別町保健福祉課

■サービス別の給付費状況



[出典]本別町保健福祉課

## (2)地域生活支援事業の状況

令和2年度から令和4年度の地域生活支援事業の状況は以下のとおりです。

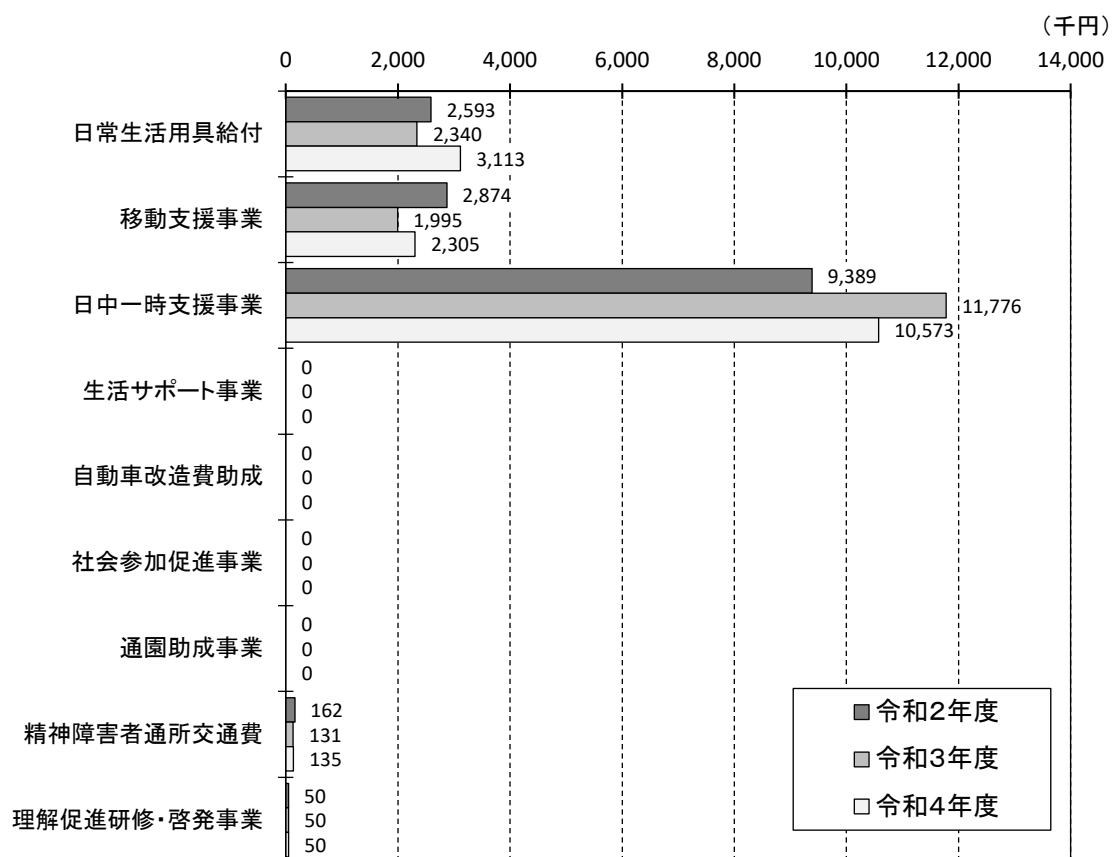
地域生活支援事業の中では、日中一時支援事業の事業費が全体の65%以上を占めており、次に日常生活用具給付及び移動支援事業がおおむね35%程度となっています。

### ■各事業の状況と推移

| 事業種別        | 事業費（千円） |        |        |
|-------------|---------|--------|--------|
|             | 令和2年度   | 令和3年度  | 令和4年度  |
| 日常生活用具給付    | 2,593   | 2,340  | 3,113  |
| 移動支援事業      | 2,874   | 1,995  | 2,305  |
| 日中一時支援事業    | 9,389   | 11,776 | 10,573 |
| 生活サポート事業    | 0       | 0      | 0      |
| 自動車改造費助成    | 0       | 0      | 0      |
| 社会参加促進事業    | 0       | 0      | 0      |
| 通園助成事業      | 0       | 0      | 0      |
| 精神障害者通所交通費  | 162     | 131    | 135    |
| 理解促進研修・啓発事業 | 50      | 50     | 50     |
| 地域生活支援事業費合計 | 15,068  | 16,293 | 16,176 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

[出典]本別町保健福祉課



[出典]本別町保健福祉課

### (3) 児童入所・通所給付費の状況

令和2年度から令和4年度の児童入所・通所給付費の状況は以下のとおりです。

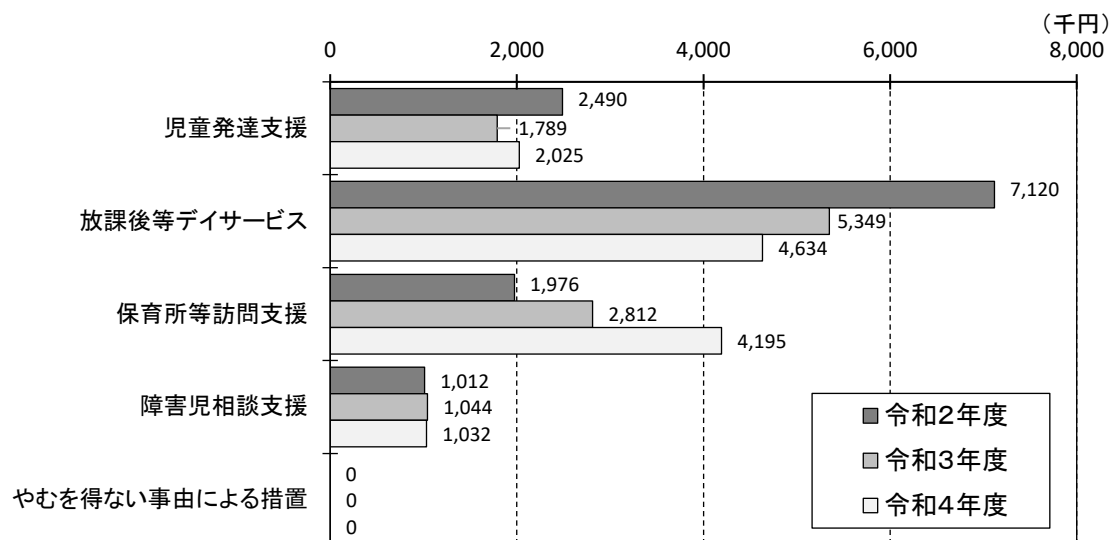
放課後等デイサービスは減少していますが、保育所等訪問は増加している状況です。

#### ■ 給付費の推移

| サービス種類        | 給付費（千円） |        |        |
|---------------|---------|--------|--------|
|               | 令和2年度   | 令和3年度  | 令和4年度  |
| 児童発達支援        | 2,490   | 1,789  | 2,025  |
| 放課後等デイサービス    | 7,120   | 5,349  | 4,634  |
| 保育所等訪問        | 1,976   | 2,812  | 4,195  |
| 障害児相談支援       | 1,012   | 1,044  | 1,032  |
| やむを得ない事由による措置 | 0       | 0      | 0      |
| 児童入所・通所給付費合計  | 12,598  | 10,992 | 11,886 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

[出典]本別町保健福祉課



[出典]本別町保健福祉課

## (4) 自立支援医療の状況

令和2年度から令和4年度の自立支援医療の給付状況は以下のとおりです。

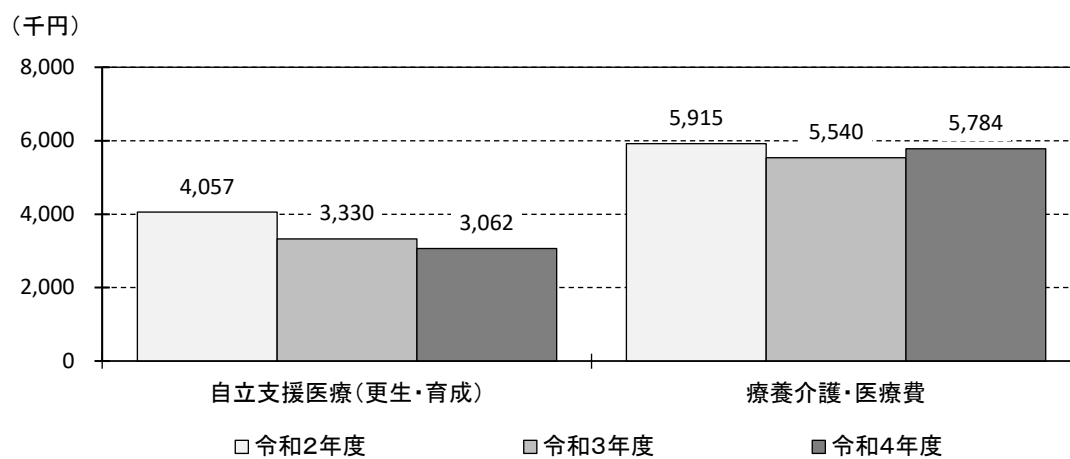
自立支援医療（更生・育成）は減少しており、療養介護・医療費は令和3年度に減少しましたが、令和4年度は増加しています。

### ■ 自立医療費の推移（単位：千円）

| 区 分           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 自立支援医療（更生・育成） | 4,057 | 3,330 | 3,062 |
| 療養介護・医療費      | 5,915 | 5,540 | 5,784 |
| 合 計           | 9,973 | 8,870 | 8,846 |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

[出典]本別町保健福祉課



[出典]本別町保健福祉課

## 第4節 第2次計画の事業評価

### 1 評価の方法・評価基準

「第2次障がい福祉総合計画」で示された60の施策・事業及び第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に掲げた成果目標（9項目）について、「健康長寿のまちづくり会議事業評価部会」において、事務局（主な担当部署）から進捗状況や成果、今後の方向性についての提案を受け、部会における意見を集約し、最終的な評価を行いました。

#### 【評価基準①】

「進捗状況」～計画に対する事業の進捗状況はどうか。

各施策の「現状・課題」、「数値目標」の達成状況を目安としながら「総合的」な評価を行いました。

| 評価 | 評価基準                                 |
|----|--------------------------------------|
| A  | 順調に進んでいる（数値目標があるものは、「進捗率」75%以上を目安）   |
| B  | おおむね進んでいる（数値目標があるものは、「進捗率」50%以上を目安）  |
| C  | ほとんど進んでいない（数値目標があるものは、「進捗率」50%未満を目安） |

#### 【評価基準②】

「成果」～町民ニーズや意図する成果に有効に結びついているのか。

各施策が町民ニーズや意図する成果に有効に結びついているか「総合的」な評価を行いました。

| 評価 | 評価基準                                     |
|----|------------------------------------------|
| A  | 結びついている（サービスについては、希望通りの利用が可能である）         |
| B  | ある程度結びついている（サービスについては、おおむね希望通りの利用が可能である） |
| C  | ほとんど結びついていない（サービスについては、利用に制約があり一時待機者がいる） |

## 2 評価結果

| 施策・事業項目                       |                | 事業数 | 評価①<br>「進捗状況」 |    |    | 評価②<br>「成果」 |    |   |
|-------------------------------|----------------|-----|---------------|----|----|-------------|----|---|
|                               |                |     | A             | B  | C  | A           | B  | C |
| 【基本目標1】<br>共に支え合う地域<br>づくりの推進 | 1 支え合いの基盤づくり   | 7   | 4             | 1  | 2  | 1           | 4  | 2 |
|                               | 2 人権・権利擁護の推進   | 6   | 0             | 5  | 1  | 0           | 6  | 0 |
|                               | 3 生活環境の充実      | 13  | 3             | 8  | 2  | 4           | 7  | 2 |
| 【基本目標2】<br>地域における生活<br>支援の充実  | 1 相談支援と情報提供の充実 | 5   | 4             | 0  | 1  | 2           | 2  | 1 |
|                               | 2 生活支援サービスの充実  | 4   | 2             | 2  | 0  | 2           | 2  | 0 |
|                               | 3 保健と医療の提供     | 11  | 5             | 6  | 0  | 5           | 6  | 0 |
| 【基本目標3】<br>自立と社会参加の<br>促進     | 1 療育・教育の充実     | 5   | 0             | 4  | 1  | 0           | 4  | 1 |
|                               | 2 就労支援の充実      | 7   | 0             | 5  | 2  | 0           | 6  | 1 |
|                               | 3 スポーツ・文化活動の促進 | 2   | 0             | 1  | 1  | 0           | 1  | 1 |
| 計画全体                          |                | 60  | 18            | 32 | 10 | 14          | 38 | 8 |

## 3 評価のまとめ

60事業の評価結果をみると、評価①の「進捗状況」では、「A 順調に進んでいる」が18事業、「B おおむね進んでいる」が32事業となっており、この3年間で掲げた事業はおおむね順調に進んでいると考えられます。

「進捗状況」が「C ほとんど進んでいない」となっている10事業のうち、「災害対策の推進」に関しては、避難行動要支援者実態調査は実施したものの、福祉避難所に関する協議ができていないことから「C ほとんど進んでいない」として厳しく評価しています。

評価基準②の「成果」は、「A 結びついている」が14事業、「B ある程度結びついている」が38事業となっており各事業が町民ニーズや意図する成果におおむね結びついているとの評価を受けました。

これらの状況を踏まえると、計画全体としてはおおむね順調な推進がなされてきたといえます。

## 第5節 アンケート結果からの課題

### 1 アンケート調査結果の概要

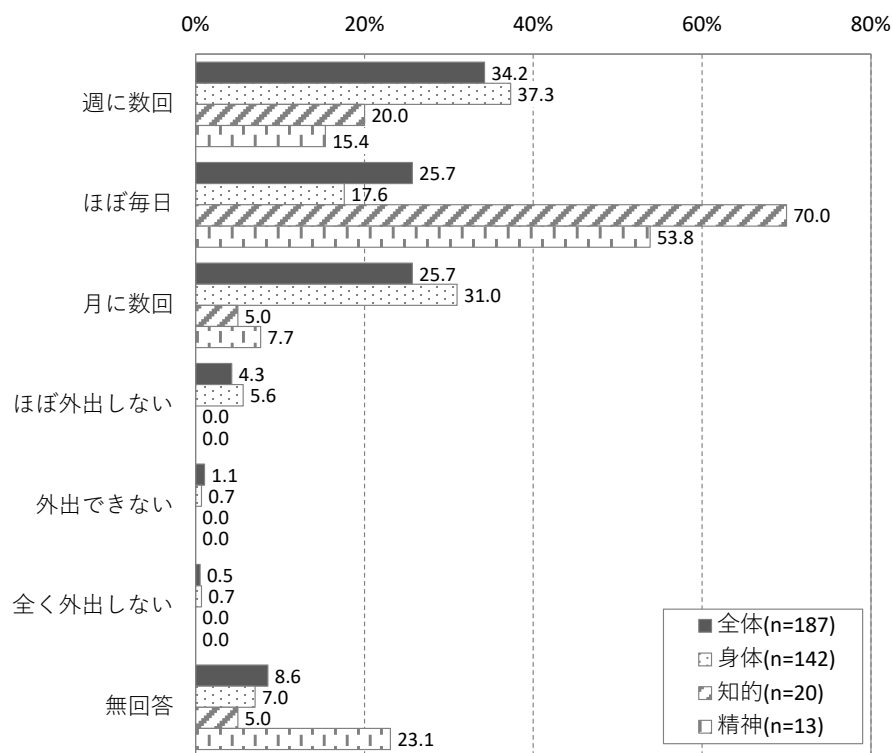
#### (1)外出について

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で、外出の頻度について尋ねたところ、「週に数回」が34.2%で最も多く、週に1日以上外出している人の割合は合計で59.9%となっています。

障がい種類別に週に1日以上外出している人の割合をみると、身体障がいのある人は54.9%、知的障がいのある人は90.0%、精神障がいのある人は69.2%となっています。

外出時の困りごとは「特にない」が最も多くなっていますが、困っていることとしては「気軽に利用できる移動手段が少ない」がいずれも上位回答となっており、身体障がいのある人は16.2%、知的障がいのある人は30.0%、精神障がいのある人は23.1%となっています。また、身体障がいのある人は「段差やバスなどの乗り降りが大変である」（19.0%）、精神障がいのある人は「周りの視線が気になる」（23.1%）の割合が多くなっています。

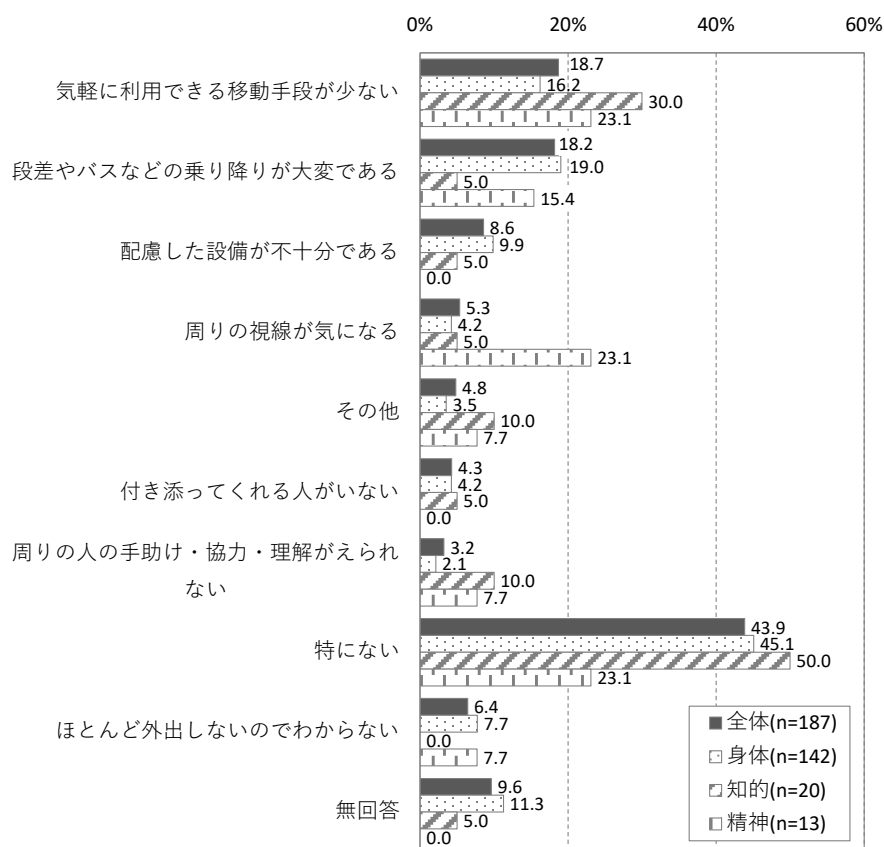
■月における外出頻度



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）



# ■外出時の困りごとについて（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

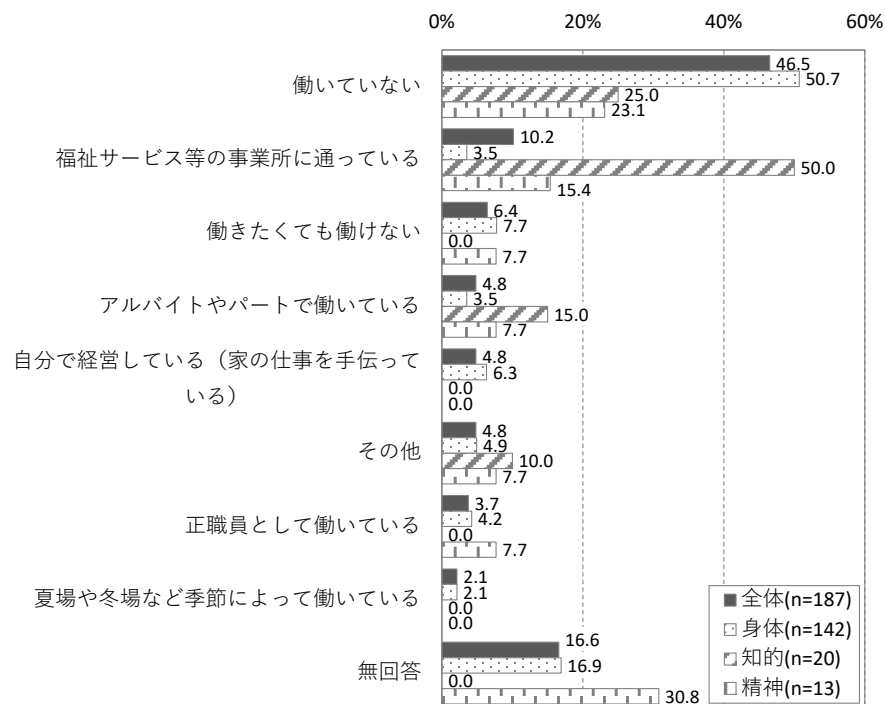
## (2)就労について

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で、現在の就労状況を尋ねたところ、「働いていない」が46.5%となっています。

障がい種類別にその割合をみると、身体障がいのある人が50.7%、知的障がいのある人は25.0%、精神障がいのある人は23.1%でした。

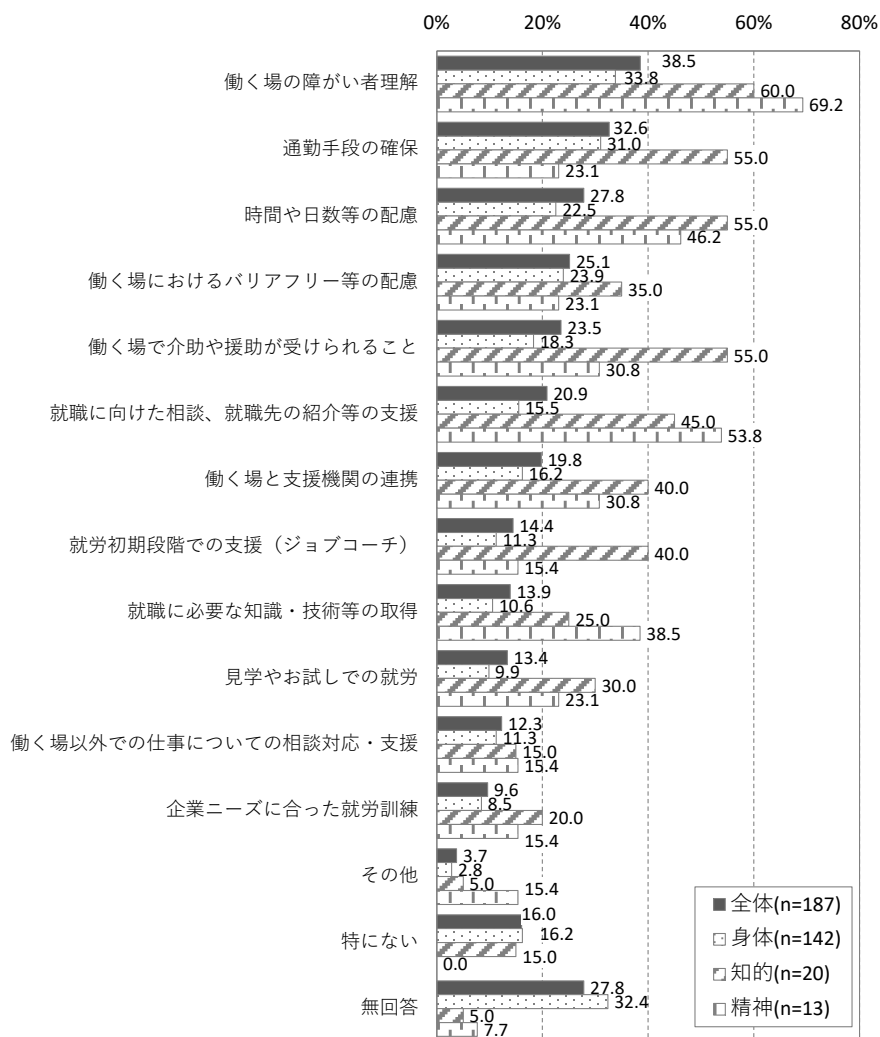
障がいのある人が働くために必要なこととしては、いずれも、「働く場の障がい者理解」が最も多く、特に知的障がいのある人、精神障がいのある人では60%を超えています。

### ■現在の就労状況



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■障がいのある人が働くために必要なこと（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

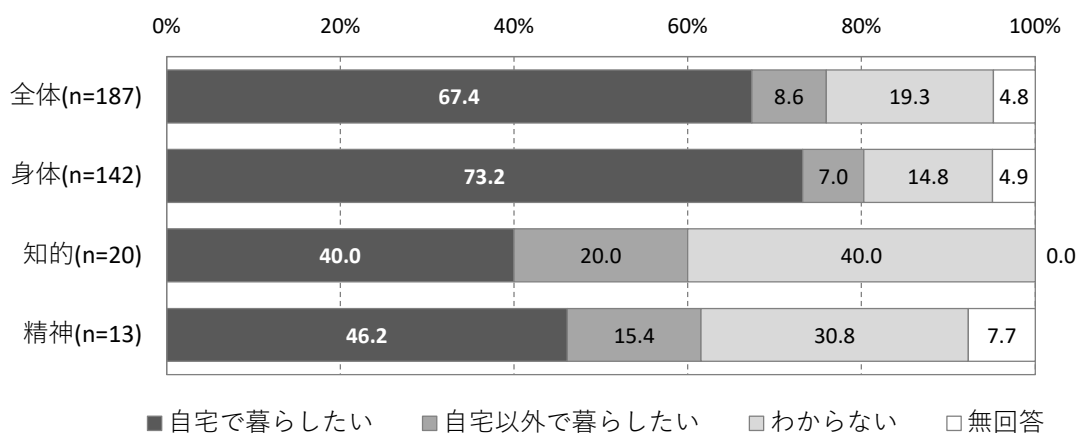
### (3)地域で安心して暮らす住まいについて

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で、将来どのような暮らしをしたいか尋ねたところ、「自宅で暮らしたい」が67.4%で最も多く、「自宅以外で暮らしたい」は8.6%でした。

障がい種類別に「自宅以外で暮らしたい」の割合をみると、身体障がいのある人は7.0%、知的障がいのある人は20.0%、精神障がいのある人は15.4%となっています。

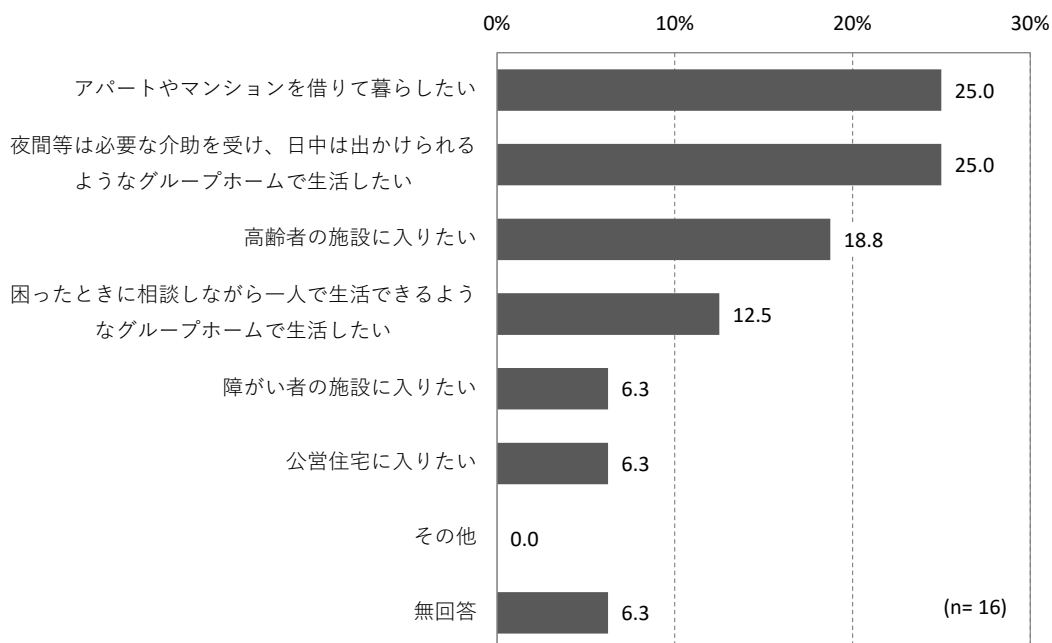
また、自宅以外で暮らしたい場所は、「アパートやマンションを借りて暮らしたい」「夜間等に必要な介助を受け、日中は出かけられるようなグループホームで生活したい」がともに25.0%、「高齢者の施設に入りたい」が18.8%となっています。

#### ■将来に望む暮らし方



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

#### ■自宅以外で暮らしたい場所



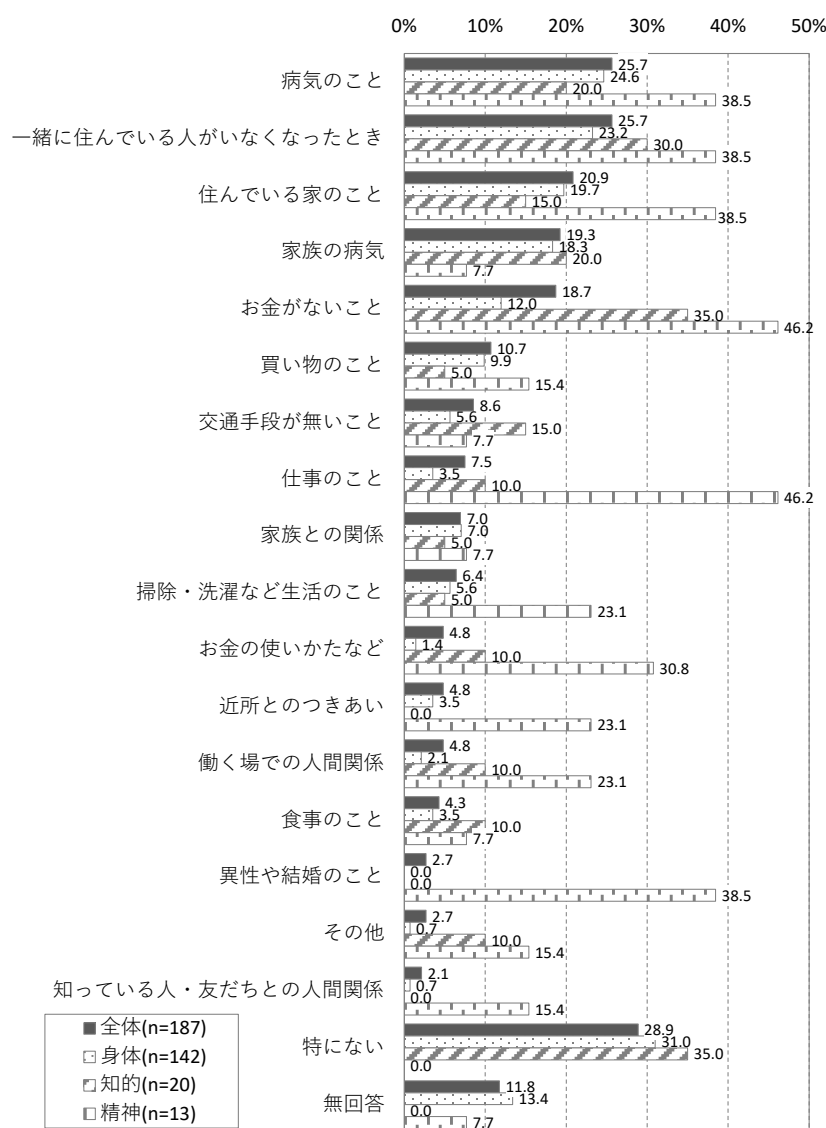
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

## (4)現在困っていること

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で、現在困っていることについて尋ねたところ、身体障がいのある人は「病気のこと」（24.6%）、知的障がいのある人は「お金がないこと」（35.0%）、精神障がいのある人も「お金がないこと」（46.2%）との回答が最も多くなっています。

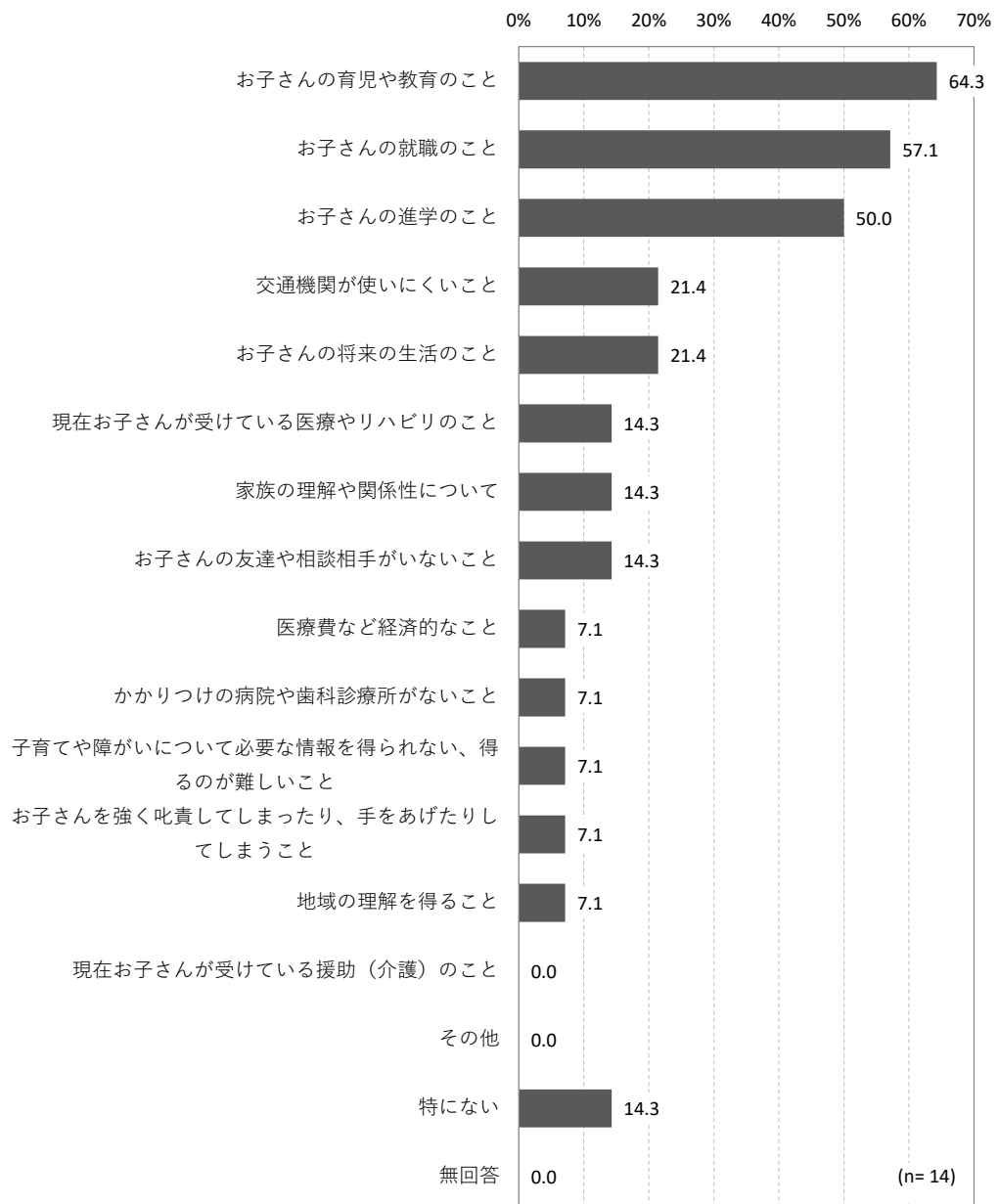
障がい者福祉アンケート調査（18歳未満の保護者）で、お子さんに関する悩みや困ったことについて尋ねたところ、「お子さんの育児や教育のこと」が64.3%で最も多く、次いで「お子さんの就職のこと」（57.1%）、「お子さんの進学のこと」（50.0%）といった回答が続いています。

### ■現在困っていること（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■お子さんに関する悩みごと（複数回答）



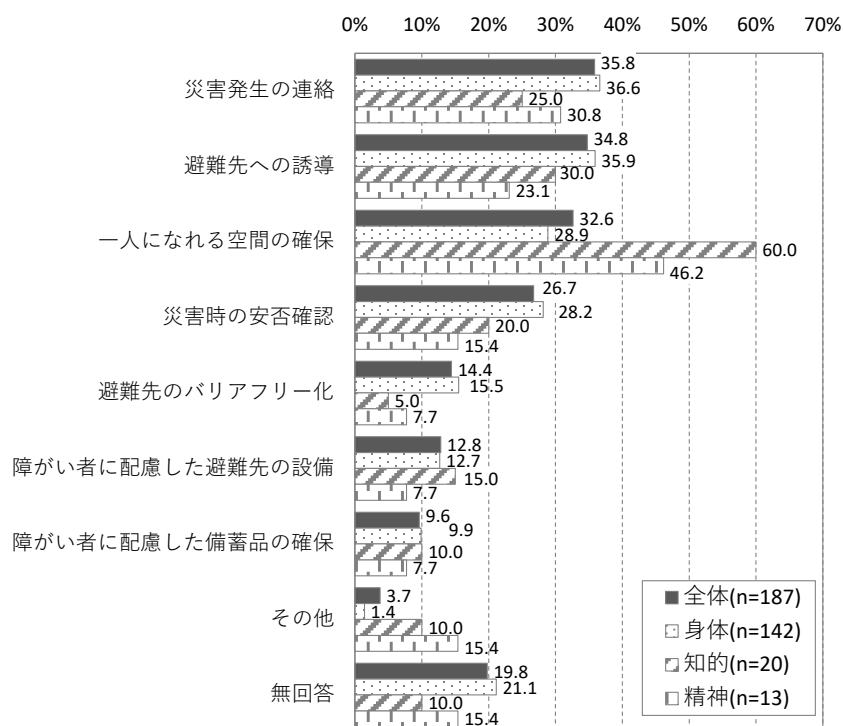
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳未満の保護者）

## (5)災害について

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で、災害時における支援体制で望むことを尋ねたところ、身体障がいのある人は「災害発生の連絡」（36.6%）、知的障がいのある人は「一人になれる空間の確保」（60.0%）、精神障がいのある人も「一人になれる空間の確保」（46.2%）が最も多くなっています。

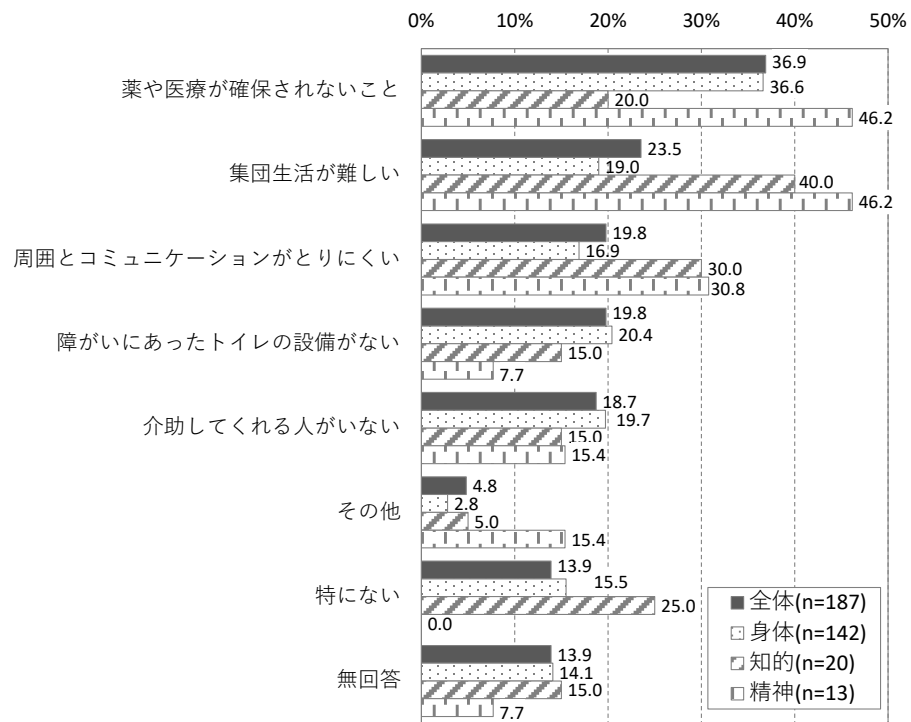
災害時の避難所で困ることは、身体障がいのある人、精神障がいのある人は「薬や医療が確保されないこと」、知的障がいのある人、精神障がいのある人は「集団生活が難しい」が最多回答となっています。

### ■災害時における支援体制で望むこと（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■災害時の避難所で困ること（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

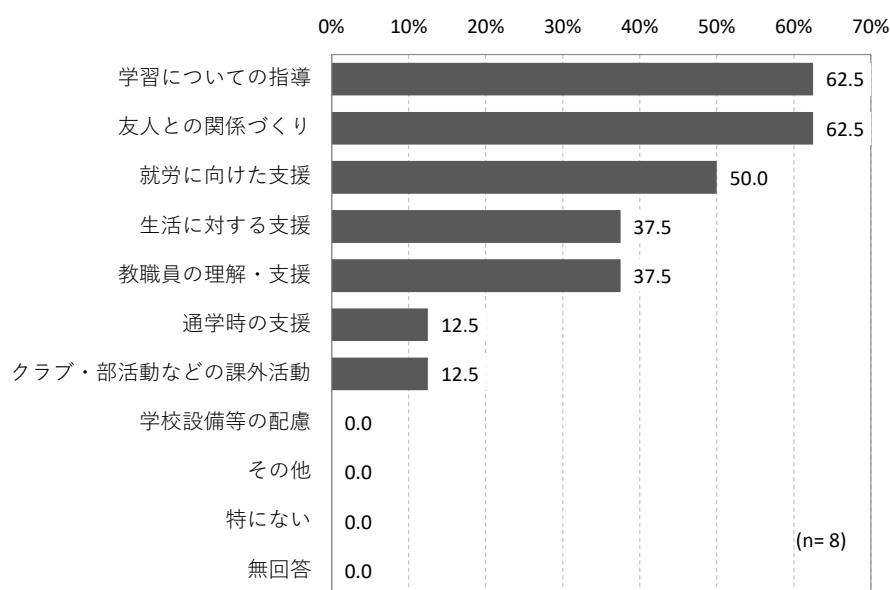


## (6)療育支援について

障がい者福祉アンケート調査（18歳未満の保護者）で教育や学校生活で充実してほしいことについて尋ねたところ、「学習についての指導」「友人との関係づくり」（ともに62.5%）、「就労に向けた支援」（50.0%）が上位回答となっています。

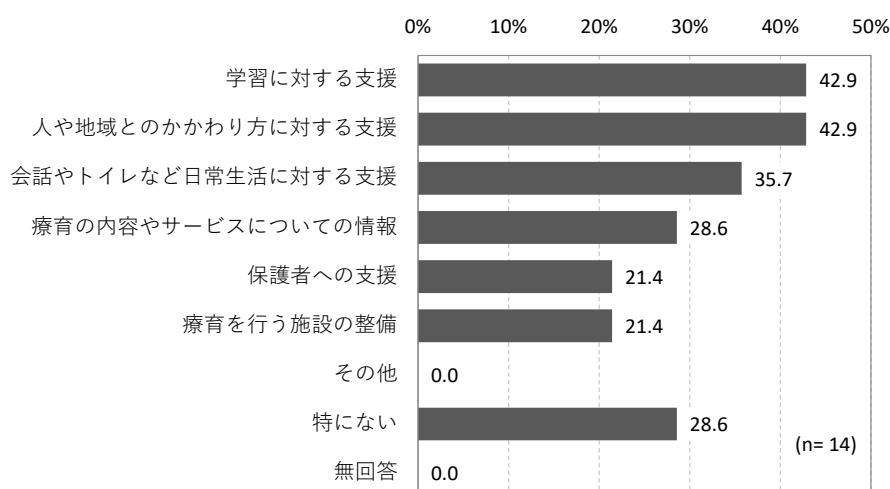
療育支援で充実してほしいこととしては、「学習に対する支援」「人や地域とのかかわり方に対する支援」がともに42.9%で最も多く、次いで「会話やトイレなど日常生活に対する支援」（35.7%）が続いています。

### ■教育や学校生活で充実してほしいこと（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳未満の保護者）

### ■療育支援で充実してほしいこと（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳未満の保護者）

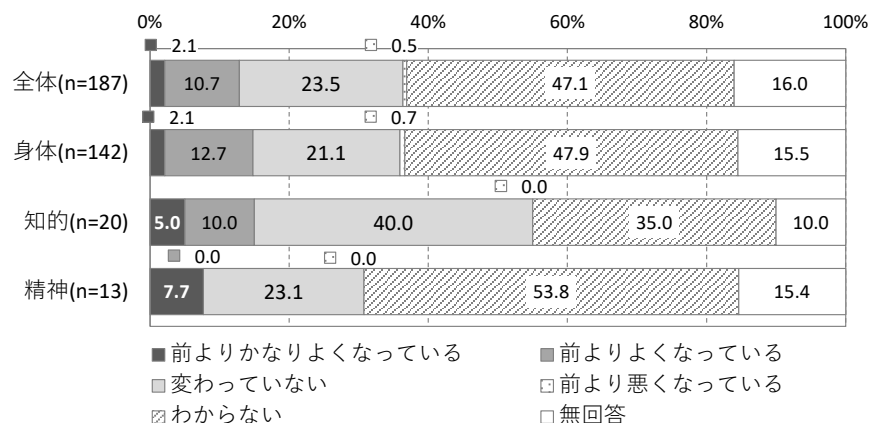
## (7)障がいへの理解

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で、地域の障がい者に対する意識変化について尋ねたところ、「変わっていない」が23.5%で最も多く、「前よりかなりよくなっている」「前よりよくなっている」の合計は12.8%、「前より悪くなっている」は0.5%でした。

障がいの種類別に、「前よりかなりよくなっている」「前よりよくなっている」の合計をみると、身体障がいのある人は14.8%、知的障がいのある人は15.0%、精神障がいのある人は7.7%となっています。

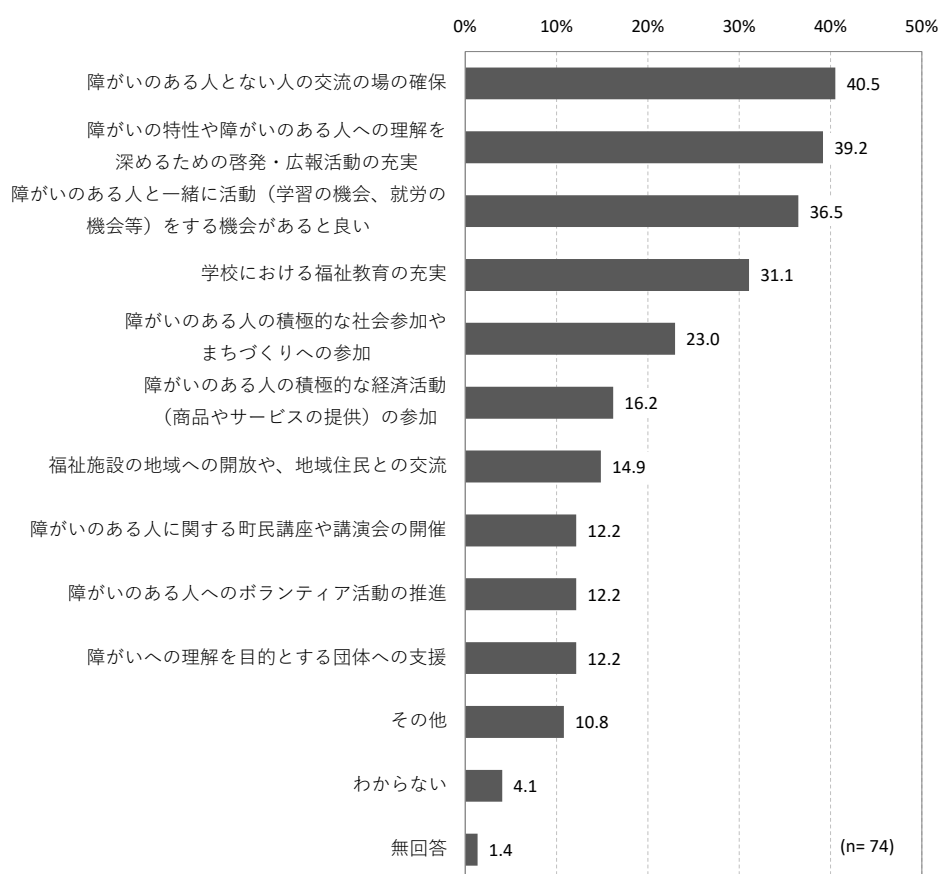
障がいに関する意識調査（一般町民向け）で、障がいのある人への理解を深めたり、差別や偏見をなくすために必要なことを尋ねたところ、「障がいのある人となない人の交流の場の確保」が40.5%で最も多く、次いで「障がいの特性や障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動の充実」（39.2%）、「障がいのある人と一緒に活動（学習の機会、就労の機会等）をする機会があると良い」（36.5%）が多くなっています。

### ■障がい者理解に関する地域の意識変化



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■障がいのある人への理解を深めるために必要なこと（複数回答）



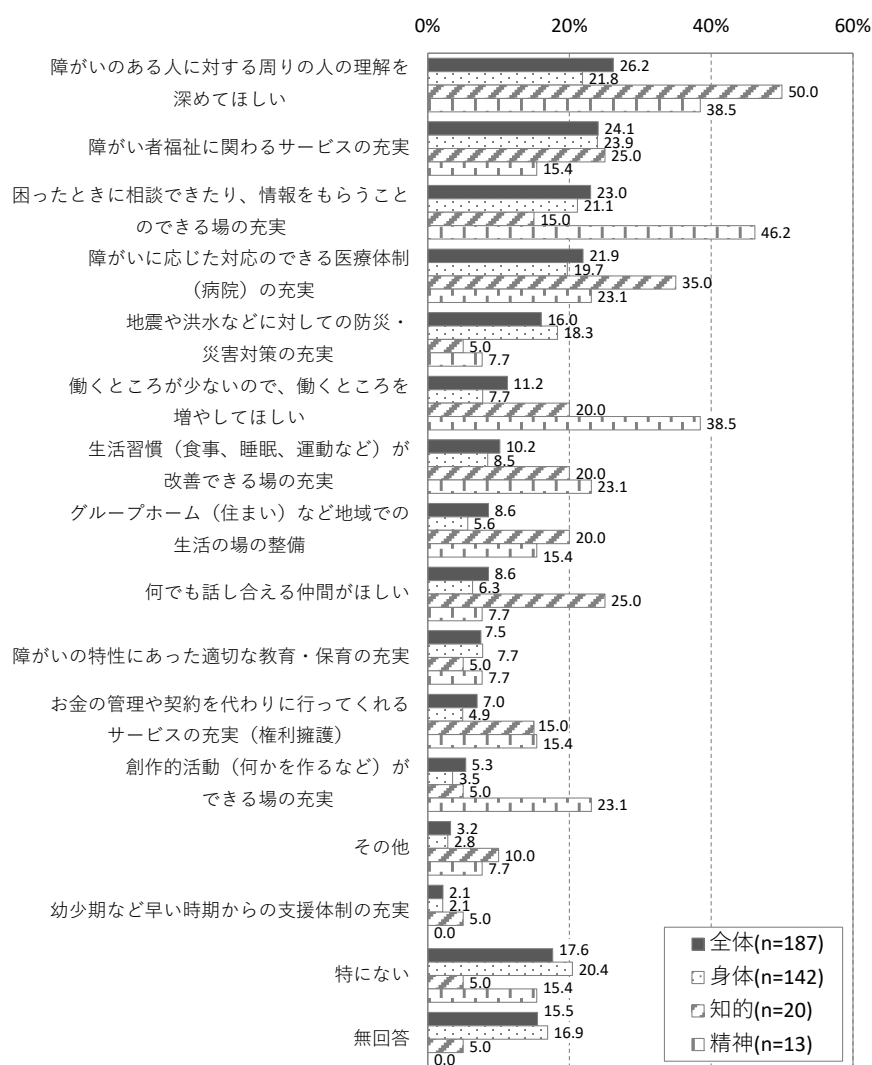
[出典] 障がいに関する意識調査（一般町民向け）

## (8) 今後力を入れてほしい施策

障がいのある人が暮らしやすくなるために必要なことを尋ねると、障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）の全体では「障がいのある人に対する周りの人の理解を深めてほしい」、障がいに関する意識調査（一般町民向け）では「障がいのある人への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」がそれぞれ最も多くなっており、障がいのある人に対する理解の向上を図る施策が必要とされています。

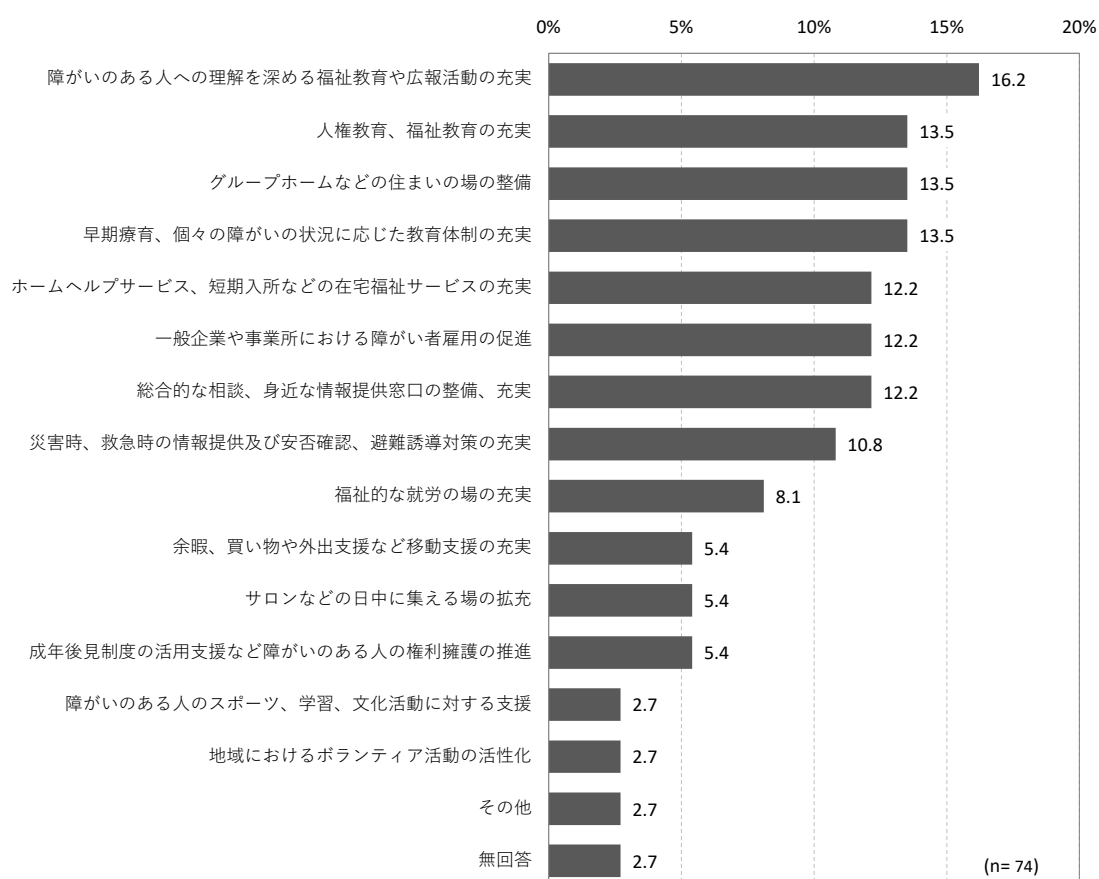
また、障がい者福祉アンケート調査（18歳未満の保護者）で、他の人に介助を代わってもらえると助かることを尋ねたところ、「学習・趣味活動などの相手や支援」（57.1%）、「話し相手」「外出時の付添いや送迎」（ともに21.4%）との回答が多くなっています。

### ■障がいのある人が暮らしやすくなるために必要なこと（複数回答）



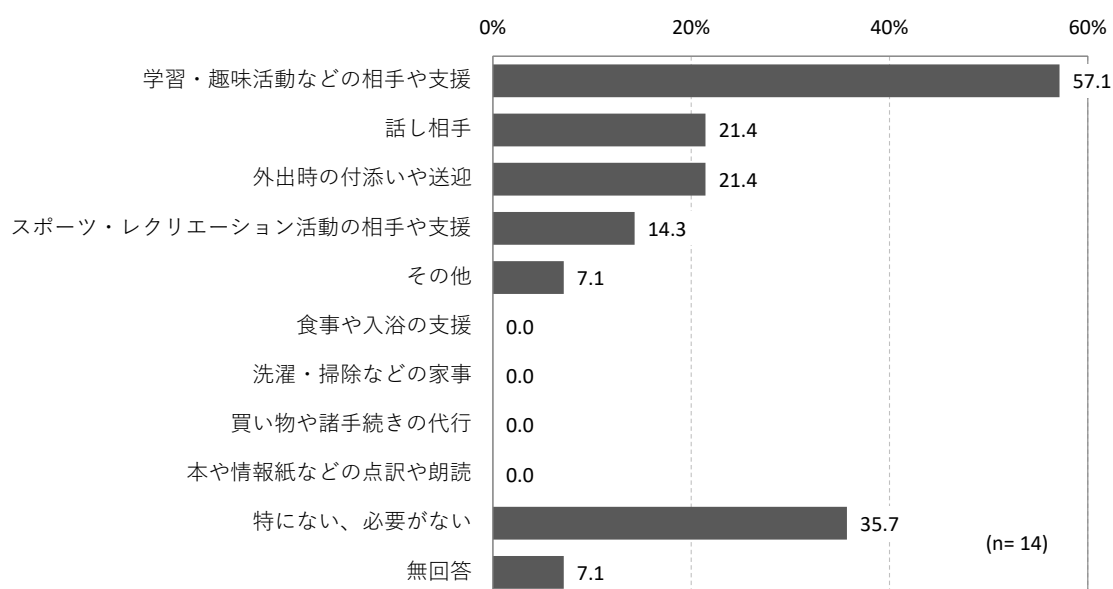
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

## ■障がいのある人が暮らしやすくするために必要なこと（複数回答）



[出典] 障がいに関する意識調査（一般町民向け）

## ■他の人に介助を代わってもらえると助かること（複数回答）



[出典] 障がい者福祉アンケート調査（18歳未満の保護者）

## 2 アンケート結果からの課題の取りまとめ

---

### (1) 相談支援体制の充実

現在困っていることとしては、全体でみると「病気のこと」が最も多くなっていますが、障がい種類別でみると、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人それぞれで最も多い回答は異なっています。特に精神障がいのある人は他の障がいのある人と比べて困りごとの割合が多様になっている結果となっています。

本町ではこれまでも相談支援体制の充実を図ってきており、一定の成果を上げていますが、今後も障がいのある子どもの相談支援を含め相談内容の多様化・専門化が進むと考えられることから、関係機関との連携強化や相談支援における質の向上など、相談支援体制の充実に向けた取組を継続していく必要があります。

### (2) 就労支援の充実

障がいのある人が働くために必要なことの中では「働く場の障がい者理解」が最も多く、障がい種類別でみると、知的障がいのある人や精神障がいのある人は「通勤手段の確保」「時間や日数等の配慮」の回答も多くなっています。

就労支援はこれまでと同様に充実が求められており、これまで本町で検討を進めてきた就労支援の仕組みづくりを今後も継続していく必要があります。

### (3) 障がいに関する理解の促進

障がいに関する理解は地域の中で徐々に広がっており、「前よりよくなっている」という意見が12.8%で「前より悪くなっている」という意見はわずかとなっている一方、「変わっていない」「わからない」という意見が多くを占めている状況です。

今後力を入れてほしい施策や障がいのある人が働くために必要なことの中でも「障がいの理解」が回答として最も多くなっており、今後も障がいに関する理解促進への取組は充実を図っていく必要があります。

### (4) 発達に心配のある児童への支援の充実

教育や学校生活で充実してほしいことや療育や支援で充実してほしいことの中では、いずれも学習的支援や対人関係支援が上位回答となっており、これらへの対応が求められています。

今後はこれらの取組の充実を図るとともに、児童の年齢とともに変化する療育・教育環境においても切れ目のない支援が行われるよう配慮していく必要があります。

## 第3章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の推進体制

#### 1 総合的な推進体制

この計画は、就労、医療、住宅、生活一般など幅広い分野にまたがった施策となっています。このため、新たな制度に対応し、庁内各課との連携、加えて、関係機関との連携の強化、住民（地域）との協働関係の構築に取り組みます。

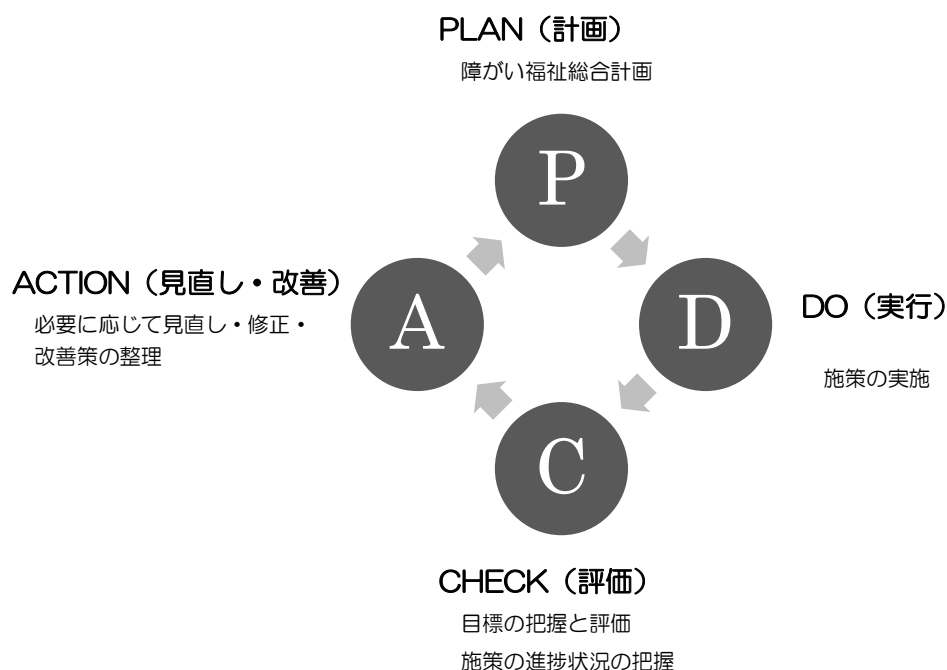
#### 2 町民参加の促進

町民一人ひとりが障がいへの理解や認識を深め、日頃からあたたかな思いやりの心を育み、助け合いと支え合いがある町をつくりあげることが大切です。

町民誰もがまちづくりや生涯学習、ボランティア等の活動に参加できるよう条件を整備します。

### 第2節 計画の進行管理

基本理念に基づく目標を達成し、障がいのある人の生活を総合的に支えるため、この計画に定めた施策・事業について少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析・評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより支援体制整備の推進に努めます。







## **第2編 第8期障がい者保健福祉計画**

---



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 基本理念

障がいの有無にかかわらず、誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され住み慣れた地域で安心して暮らしていける共生社会の構築が必要です。

このような社会の実現に向け、本計画では第7期障がい者保健福祉計画の基本理念を継承し、社会的障壁を除去することによって障がいのある人の生活の困難さを解消する多様な支援をめざします。

### 計画の基本理念

誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる  
「自立」と「共生」の社会の実現

## 第2節 基本方針

基本理念に基づき、本計画の施策を推進する上で基本方針を下記に掲げます。

### 計画の基本方針

- ◇尊厳を持って生活できる地域共生社会をめざす
- ◇社会的障壁を除去し合理的な配慮のある社会をめざす
- ◇必要な時に必要な支援を受けることのできる共生社会をめざす

## 第3節 基本目標

---

### 基本目標1 共に支え合う地域づくりの推進

---

障がいの有無や程度にかかわらず、それぞれの個性が尊重され、誰もが誇りと尊厳をもって、社会を構成する一員として暮らす地域共生社会をめざします。

このような社会を実現するためには、町民が障がいのある人を取り巻く状況や障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識をもつことが必要です。

障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために啓発活動に取り組むほか、権利擁護や防災対策などに取り組み、「共に支え合う地域づくり」の実現をめざします。

### 基本目標2 地域における生活支援の充実

---

障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続するためには、障がいのある人の自己選択・自己決定を最大限に尊重し、より身近な地域での多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実が必要です。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、地域での住まいや介護の担い手となる人材の確保に努め、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

### 基本目標3 自立と社会参加の促進

---

自分らしい生活を自らの意思で選択・決定していくためには、障がいのある人自身が主体性と自立性を発揮し、積極的に社会参加できる体制づくりが重要です。

障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた地域における就労支援を充実させるとともに、移動手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進します。

## 第4節 重点的に取り組むこと

第8期計画において重点的に推進する施策を下記のとおり設定します。

### 重点施策1 交流と理解の推進

障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため周知啓発活動の充実を図るとともに、身近な場における交流や団体同士の交流を促進します。

《主な施策・取組》

- 病気や障がいに関する啓発活動の推進（p.46）
- 身近な交流の推進（p.46）
- 団体同士の交流の促進（p.47）

### 重点施策2 防災対策の推進

災害が発生した際の避難時に支援を必要とする人を把握するとともに、その人を支援するために自治会ごとに作成する「災害時要援護者個別避難支援計画」を更新し、地域における支援体制の整備を推進します。

また、福祉避難所の機能強化を図るとともに、障がい者等の災害時要支援者が適切な支援を受けることができるよう、防災資機材の備蓄を計画的に進めます。

《主な施策・取組》

- 防災に関する情報の提供（p.52）
- 災害時要援護者避難支援体制の整備（p.52）
- 福祉避難所の機能強化（p.52～53）

### 重点施策3 相談体制の充実

保健福祉課、健康管理センター、児童発達支援センターが総合的な相談窓口となり、連携を強化しながら相談支援の充実を図ります。

また、本別町児童発達支援センター「よつば」の機能強化及び関係機関との連携強化により、相談機能の充実とコーディネート機能の強化に努めます。

《主な施策・取組》

- 横断的チームによる支援（p.54～55）
- 療育・発達支援体制の充実（p.60）

## 重点施策4 雇用と就労支援の充実

---

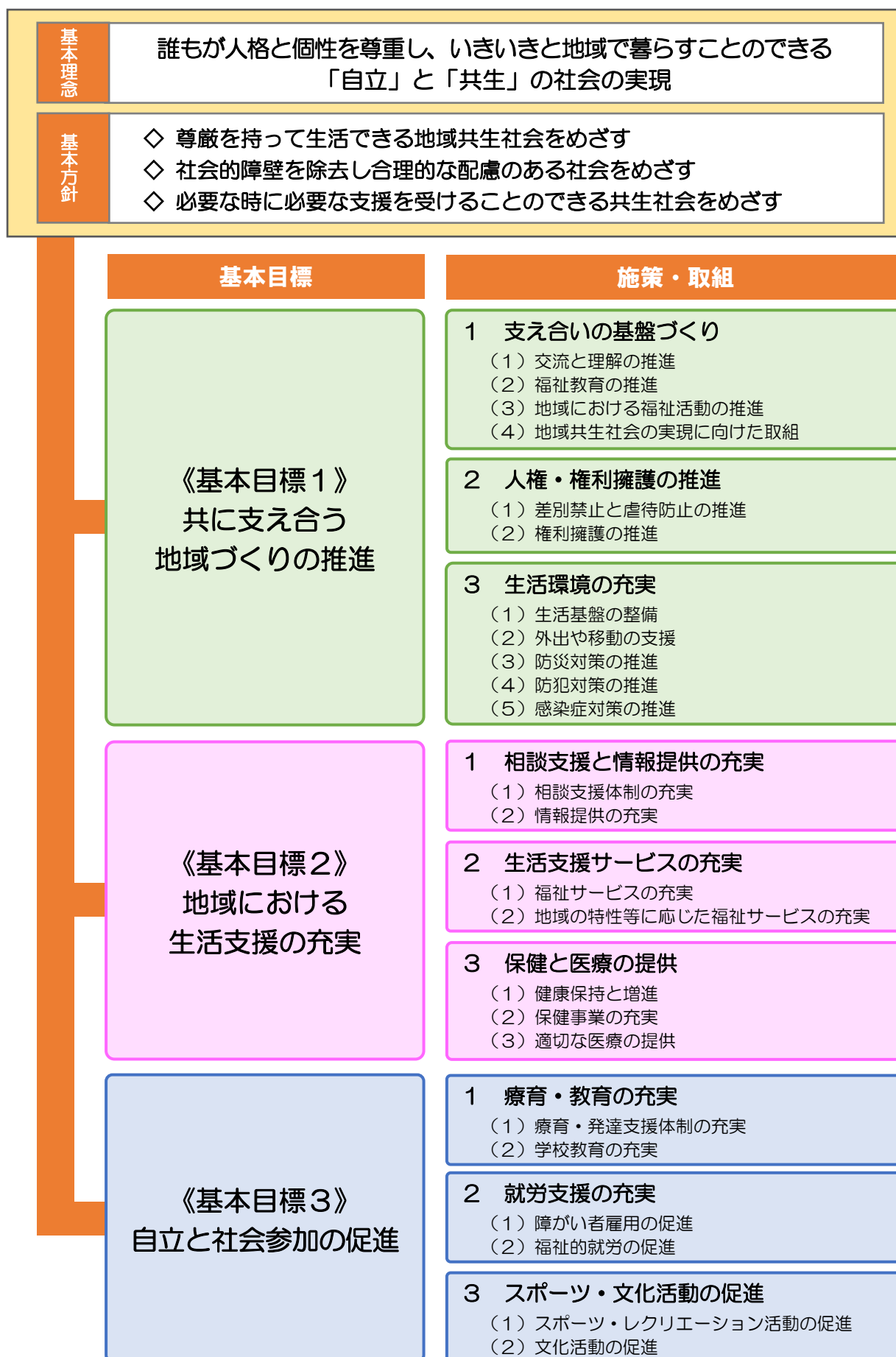
町内の福祉事業所及び関係機関との連携により、障がいのある人の就労機会の拡大に向けた取組を推進します。

また、農業、福祉、商業分野が一体となった農福商連携事業の充実を図るとともに、企業と就労支援事業所がつながりを持ちながら就労の機会をつくることができるよう、農福商連携に関する情報共有の場づくりを推進します。

《主な施策・取組》

- 就労支援のあり方に関する検討（p.61）
- 農福商連携の推進（p.62）

## 第5節 施策の体系



## 第2章 施策の展開

### 第1節 共に支え合う地域づくりの推進

#### 《基本目標1》共に支え合う地域づくりの推進

##### 1 支え合いの基盤づくり

- (1) 交流と理解の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域における福祉活動の推進
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

##### 2 人権・権利擁護の推進

- (1) 差別禁止と虐待防止の推進
- (2) 権利擁護の推進

##### 3 生活環境の充実

- (1) 生活基盤の整備
- (2) 外出や移動の支援
- (3) 防災対策の推進
- (4) 防犯対策の推進
- (5) 感染症対策の推進

## 1 支え合いの基盤づくり

### (1) 交流と理解の推進

#### ① 病気や障がいに関する啓発活動の推進

障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため、自治会や在宅福祉ネットワーク、民生委員児童委員協議会等において、障がいに関する啓発活動を行います。

また、様々な機会を通じて、一般町民や関係機関等とのつながりを広く持てるように工夫しながら、今後も障がい者記念事業や世界自閉症啓発デーの取組、差別解消等の啓発活動を実施します。

#### ② 身近な交流の推進

町民ボランティア等が、障がいのある人との日常的な交流を図る「場」の確保のため、銀河サロン等の運営等の支援を行っています。

今後も、交流の機会の整理を行いながら、町民・学生ボランティアの確保や開催場所、内容の検討を進め、参加しやすい「場」づくりを行います。

また、ボランティアスタッフの高齢化に対応するため、新たな担い手の育成・確保に努め、障がいの有無や年齢にかかわらず交流を図ることのできる「場」の確保に努めます。



### ③団体同士の交流の促進

チャレンジド・ネットワークほんべつで開催される障がい者週間記念事業や世界自閉症啓発デーの取組等の支援を行い、団体同士の交流に取り組んでいます。

今後も障がい者週間記念事業等の開催を通じて団体の交流を支援するとともに、児童発達支援センター「よつば」と連携を図りながら、保護者等との意見交換できるような場づくりを検討します。

| 区 分       |       | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |  |
|-----------|-------|--------------|-----------|-----------|-----------|--|
|           |       | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |  |
| 団体同士の交流支援 | 回数（回） | 2            | 2         | 2         | 2         |  |

### ④ヘルプマーク等の普及

外見から分かりにくい障がいなど周囲の人から配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図るため、ヘルプマークやヘルプカードに関する理解促進に向けての啓発を行います。

また、希望者へのヘルプカード※<sup>1</sup>の配布を継続するとともに、今後はヘルプマーク※<sup>2</sup>の配布も行います。

## (2)福祉教育の推進

小中学校における総合的な学習の時間での体験学習等を通じて「障がい理解の教育」を実施しています。

今後も学校や教育委員会等と連携を図りながら福祉教育の機会を確保し、内容の充実に努めながら福祉教育を継続して実施します。

| 区 分            |       | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |  |
|----------------|-------|--------------|-----------|-----------|-----------|--|
|                |       | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |  |
| 総合的な学習の時間で体験学習 | 回数（回） | 2            | 1         | 1         | 1         |  |

## (3)地域における福祉活動の推進

### ①在宅福祉ネットワークの普及・啓発

地域住民が安心して生活を送ることができるよう、自治会の福祉部が中心となって日常的な見守りや除雪、サロン活動など5つの活動項目から自治会の創意工夫により活動を展開しています。

#### ※1 ヘルプカード

自分からは「助けて欲しい」とうまく伝えられない障がいのある人などが困ったときに助けを求めるためのカード。免許証程度のサイズで、援助して欲しい内容などを記入することができる。

#### ※2 ヘルプマーク

周囲の方々に援助や配慮が必要なことを知らせることができるストラップ型のマーク。「十字マーク」と「ハートマーク」という、誰もが知っているシンボルを組み合わせ、直感的に援助や手助けを必要としていることが分かるようにデザインされている。

今後も、在宅福祉ネットワークを組織している自治会に対する助成事業を継続し、活動状況や課題を把握するとともに、必要に応じて適切な対応を行いながらこれらの活動を推進します。

また、引き続き在宅福祉ネットワークの普及啓発に努めながら、農村地区等の組織化に向けて普及・拡大を図ります。

| 区 分         |         | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |
|-------------|---------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|             |         | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 在宅福祉ネットワーク数 | 団体数（団体） | 31           | 32        | 32        | 33        |

## ②ボランティア活動の促進

ボランティアに関する相談、援助、登録、紹介のほか、講座等を開催するボランティアセンター（社会福祉協議会）の運営を支援し、福祉ボランティアへの町民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図っています。

今後も社会福祉協議会によるボランティアセンターの活動を支援し、町民がボランティアに参加できる機会の拡充を図ります。

| 区 分         |       | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |
|-------------|-------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|             |       | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 個人ボランティア登録数 | 人数（人） | 11           | 11        | 11        | 11        |

## （４）地域共生社会の実現に向けた取組

本町では、生活困窮者自立支援対策庁内推進会議を通じて、包括的な支援体制づくりを含む重層的支援体制整備事業についての協議を重ね、令和5年度より重層的支援体制整備移行準備事業を開始しています。

重層的支援体制は福祉分野に留まらず、まちづくりや産業振興にも関わることから、今後は町全体の取組となるような仕組みづくりを進めます。

## 2 人権・権利擁護の推進

### （１）差別禁止と虐待防止の推進

#### ①差別禁止と虐待防止の周知・啓発

媒体による広報活動やイベントでのPR活動など様々な場や機会を活用して、差別解消と虐待防止に関する広報・啓発活動を促進します。

また、町内企業・事業所に対する周知及び研修の実施や、障がい者週間記念事業等で継続して啓発を実施します。

#### ②差別と虐待に対する支援体制の充実

本町では、関係機関との連携による体制をつくり、差別や虐待の通報・相談に対応するとと

もに、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めています。

虐待が発生した場合は、地域包括支援センターの「虐待防止ネットワークマニュアル」に則り関係機関と速やかに協議を行い、支援方針の検討を行います。

また、差別に対しては、本別町障害者自立支援協議会において情報共有を行うとともに、今後の対応に向けた協議を行います。

## **(2)権利擁護の推進**

### **①地域連携ネットワークの整備**

地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

権利擁護に関する専門的助言や地域連携ネットワークのコーディネート等を行う機関である中核機関では、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められています。

今後は権利擁護の支援を必要とする人が増えると考えられることから、既存の支援体制を継続するとともに中核機関の設置に向けた検討を進めます。

### **②権利擁護事業の周知啓発**

地域包括支援センターの総合相談支援などを通じて、成年後見制度を必要としている人への権利擁護事業の周知・啓発を行います。

今後も地域包括支援センター・あんしんサポートセンターの周知や相談対応等を通じて、成年後見事業や日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービスなどの権利擁護事業の利用促進に努めます。

### **③成年後見制度の利用支援**

本町では、町長申立て及び低所得者に審判後の後見人報酬に対する助成を行う「成年後見制度利用支援事業実施要綱」を平成21年度に制定し、地域支援事業の任意事業として実施しています。

親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者や障がい者を対象に町長が代わりに申立てを行うことや、審判の請求に伴う費用や後見人等の報酬など成年後見制度の利用に伴う費用等の助成を行うことで、成年後見制度の円滑な利用を図ります。

### **④意思決定支援の推進**

自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう支援します。

また、「意思決定支援ガイドライン」の普及を図りつつ、質の高い支援を提供できるよう本人の意思決定に基づく支援を個別に実施します。

## ⑤市民後見人の養成

平成25年3月に「あんしんサポートセンター」を社会福祉協議会に設置し、社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」の「後見支援員」（あんしんサポーター）が活動を行っています。

平成24年度に18人、令和3年度に4人が市民後見人養成研修を終了し、現在、市民後見人としての活動はありませんが、あんしんサポーターとして活躍しています。

今後も成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、引き続き、フォローアップ研修を実施するとともに、市民後見人養成研修を開催します。

また、成年後見制度の利用ニーズは増加傾向がみられていることから、市民後見人養成研修を修了した人を中心に後見支援員として活躍できる場の検討を行います。

## 3 生活環境の充実

---

### （1）生活基盤の整備

#### ①道路環境のバリアフリー化

安全で快適な道路環境づくりのため、中心市街地、通学路等の道路のバリアフリー化を計画的に実施しています。

今後も北海道地域づくり総合交付金を活用し、中心市街地及び公共施設にアクセスする路線のバリアフリー化を進めるとともに、路面の破損状況に応じた補修等、安全で快適な道路環境づくりに努めます。

#### ②住宅環境の整備

##### 1）公営住宅の整備

本町では、住生活基本計画に基づいて公営住宅の建て替えを進めており、建て替え時には、床の段差解消・手すりの設置など、高齢者や障がいのある人へのバリアフリー対応を行ってきました。

今後もバリアフリー化やユニバーサルデザインなど高齢者・障がいのある人等のニーズに適した住まい方の支援、高齢者向け住宅等の供給に向けて検討を行います。

##### 2）住宅改修支援事業の推進

建築士、理学療法士、相談支援専門員、福祉担当者等による住宅改善支援チームが訪問し、障がい者等の身体状況・経済状況などを考慮しながら、無料で住宅改修の相談、費用の概算見積り、施工方法の助言などを行います。

##### 3）住宅改修費の助成

身体障がいのある人（下肢・体幹障がい等）を対象に住宅改修に係る費用の一部（限度額20万円）の助成を行います。

また、住宅改修費助成事業の周知を図り、障がいのある人の住宅改修への支援に努めます。

#### 4) 事業所・店舗棟の環境整備の推進

身体障がいのある人が日常生活で利用する町内の事業所や店舗におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン等の整備を推進します。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等の整備を行う町内の事業所や店舗への支援策を検討します。

#### ③情報アクセシビリティ※3

相談や情報提供、障がいに対応したコミュニケーション機器等の普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。

視覚障がいや聴覚障がいなど、意思疎通に障がいのある人に対する情報提供などの充実に努めます。

また、障がいの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々が提供されている情報を利用できるよう、ウェブアクセシビリティ※4に配慮した情報発信を推進します。

### (2)外出や移動の支援

#### ①地域公共交通の整備

現在、本町では下表に示す交通機関の運行や助成を行っており、令和5年度に策定した「本別町地域公共交通計画」に基づき、今後の運行を進めていきます。

障がいのある人や高齢者等に配慮した観点から検討を行いながら、地域公共交通の見直し等を進めます。

#### ■本町の地域公共交通と助成制度の概要

| 事業・取組                         | 概 要                                                                                                         |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太陽の丘循環バス                      | 住宅地と市街地、町国保病院を結ぶ循環バスとして運行しています。また、コミュニティバスとして、民間病院への通院、商店街での買い物など、どのような用事でも乗車でき、誰でも利用可能です。                  |
| へき地患者輸送車                      | 農村地区と町内医療機関を結ぶバスを運行しています。                                                                                   |
| 町有バス（スクールバス）                  | スクールバスの一部路線を一般町民向けの路線としても運行しています。町民のほか、誰でも乗車できます。                                                           |
| 高齢者等ハイヤー利用券<br>（高齢者等生活交通支援事業） | 年齢65歳以上の町民で、運転免許証の未取得者及び返納者、自家用自動車を所有していない人のうち、身障手帳・療育手帳等の取得している人や要支援要介護認定を受けている人を対象にハイヤー利用に対する利用券を交付しています。 |

※3 情報アクセシビリティ

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさのこと。また、障がいのある人や高齢者などを含む全ての人が不自由なく情報を得られるようにすること。

※4 ウェブアクセシビリティ

障がいのある人や高齢者などを含む全ての人が、ウェブで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できるようにすること。

## ②交通費助成制度の推進

《肢体・言語・情緒障害児通園費補助》

機能回復訓練のため、機能回復訓練施設に通園する義務教育終了前の児童（介護者を含む。）に対し通園費の一部を補助することにより、児童福祉の増進を図ります。

《在宅精神障害回復者通所施設交通費助成》

在宅の精神障がい回復者が十勝管内の通所施設に通所する際に要する交通費用を助成することにより、社会復帰を促進します。

## ③移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人の自立生活及び社会参加を促進するため、移動支援事業を実施しています。

今後も事業を継続し、一人では外出の難しい人等が外出先で必要な支援を受けながら安心して活動できるよう支援を行うとともに、制度の周知を図ります。

## （３）防災対策の推進

### ①防災に関する情報の提供

危険な箇所や避難所に関する情報を掲載している防災ガイドマップの更新を行い、防災情報の取得支援に努めます。

また、聴覚障がいのある人が災害時にいち早く情報を入手することができるよう、文字情報表示装置付き防災行政無線戸別受信機の設置を促進します。

### ②災害時要援護者避難支援体制の整備

本町では、おおむね３年ごとに障がいのある人の避難行動要支援者調査を行い、避難行動要支援者台帳の作成、更新作業を行っています。

調査結果に基づき、避難支援が必要な人について自治会と協議を行い、自治会ごとに災害時要援護者及び避難時の支援協力員を定めた「災害時要援護者個別避難支援計画」を作成しています。

また、個人情報の共有に同意をいただいた全ての人（自力での避難が可能な人を含む）の情報を、「要援護者台帳」に登録し、自治会へ情報提供を行っています。

今後も「避難行動要支援者台帳」及び「個別避難支援計画」の作成・更新を実施し、避難行動に支援が必要な人の特性に配慮した支援体制づくりを進めます。

また、避難行動に支援が必要な人の特性に配慮した支援体制を強化するため、サービス事業者等と連携し福祉車両等の提供体制の検討を進めます。

### ③福祉避難所の機能強化

令和２年度の地域防災計画の見直しにより、「老人福祉センター」、「健康管理センター」、「総合ケアセンター」、「ふれあい交流館」、「勇足地区公民館」、「勇足生きがい館」、「仙美里地

区公民館」の町営の7公共施設、「あいの里交流センター」、「清流の里」、「ゆうあいの里」、「陽だまりの里」、「アメニティ本別」「地域共生ホームきらり」の民間3事業所6施設、全体で13施設を福祉避難所に指定しています。

今後も福祉施設などと連携し、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の機能強化を図るとともに、民間事業者との災害協定に基づき、必要に応じてトレーラーハウスを活用します。

併せて、福祉避難所において障がい者等の災害時要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制を整備するとともに、防災資機材の備蓄を計画的に進めます。

## **(4)防犯対策の推進**

判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者や障がいのある人の消費者トラブルを防ぐため、警察署との連携を図り、消費者被害など犯罪防止のための最新情報の発信に努めます。

障がい等により判断能力が不十分な人が犯罪被害等に遭わないよう、関係機関と連携しながら各種相談支援に努めます。

## **(5)感染症対策の推進**

### **①感染症対策の周知・啓発**

町広報紙、町公式ホームページ、健康管理センターだより、チラシ等により感染症予防対策について周知を図るとともに、町民が集まる場においても定期的に啓発を実施します。

今後新たな感染症が流行するときには、正確な情報を町民に届けて過度な不安や恐怖を与えないよう啓発を行います。また、個別の相談等にも適切に対応し、町民が安心して過ごせるように努めます。

### **②事業所への支援**

感染症が発生した場合に、事業所が業務を安全に継続できるよう支援を行っています。

コロナ禍においては、保健所等と連携し、感染症発生時における連絡体制の構築や、防護服等の着脱方法、レッド・イエロー・グリーンゾーンの確保の仕方など緊急時に備え、情報共有等を行いました。

今後も、道や保健所、医療機関等と連携して支援体制の整備に努め、町内事業所間の情報共有を図ります。

また、介護従事者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、各種研修会への参加促進及び情報提供を行います。

## 第2節 地域における生活支援の充実

### 《基本目標2》 地域における生活支援の充実

#### 1 相談支援と情報提供の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実

#### 2 生活支援サービスの充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 地域の特性等に応じた福祉サービスの充実

#### 3 保健と医療の提供

- (1) 健康保持と増進
- (2) 保健事業の充実
- (3) 適切な医療の提供

## 1 相談支援と情報提供の充実

### (1) 相談支援体制の充実

#### ① 身近な相談支援体制の充実

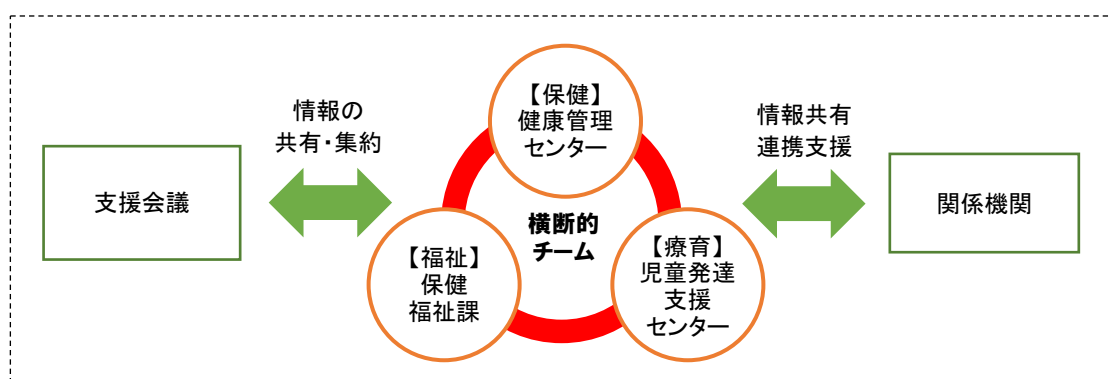
本町では、障がいのある人の身近な相談窓口として障がい者相談員を1名配置しています。今後も障がい者相談員の設置を継続するとともに、町広報紙等で周知を図ります。

#### ② 横断的チームによる支援

障がいのある人の生活支援を行うため、福祉、保健、医療、療育の横断的チームにより総合的な相談、情報提供を行っています。

保健福祉課、健康管理センター、児童発達支援センターに寄せられた相談を横断的チームで情報を集約し課題を分析して支援を実施しています。また、現在は、重層的支援体制整備事業での展開を踏まえた上で「支援会議」においても情報を集約し支援につなげています。

#### ■ 横断的チームとは





今後も横断的チームで毎月定期会議を行い、情報の共有、複雑な課題を抱えるケースの支援検討を実施します。

| 区 分             |       | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |
|-----------------|-------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|                 |       | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 横断チームによる定期会議の実施 | 回数（回） | 12           | 12        | 12        | 12        |
| 横断チームによる相談対応    | 人数（人） | 6            | 6         | 6         | 6         |
|                 | 件数（件） | 143          | 150       | 150       | 150       |
| 横断チームによる支援件数    | 件数（件） | 113          | 120       | 120       | 120       |

### ③ケアマネジメント体制の整備（計画相談支援）

障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

今後もマネジメント体制の向上を図るため、技術向上等を含めた相談窓口の充実を図るとともに、重層的支援体制整備事業として他職種と協働して相談対応を実施していくための体制づくりを行います。

## （２）情報提供の充実

### ①各種媒体を用いた情報発信

広報ほんべつ、くらしの情報紙かけはし、社協だより、町公式ホームページなどを活用し、障がいのある人等の暮らしに必要な情報の発信を図っています。

また、本町の障がい福祉サービス利用ガイド「いっぽ」を関係機関・団体や相談来所者に配布しています。

今後も各種媒体を通じた情報発信を充実させるとともに、障がい関連法の改正に合わせて随時「いっぽ」の改訂を行います。

また、障がいのある人が円滑に障害福祉サービスを利用することができるよう、分かりやすい表現に配慮しながら情報提供を行います。

| 区 分                  |           | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |
|----------------------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|                      |           | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 「広報ほんべつ」による情報発信      | 回数<br>（回） | 3            | 4         | 4         | 4         |
| 「くらしの情報紙かけはし」による情報発信 |           |              |           |           |           |
| 「社協だより」による情報発信       |           |              |           |           |           |

## ②「障がい者手帳のてびき」の配布

新規手帳所持者に「障がい者手帳のてびき」を配布して情報提供を行うとともに、内容を定期的に更新し最新の情報を提供します。

## 2 生活支援サービスの充実

### (1)福祉サービスの充実

#### ①障がい福祉サービスの充実

町内・町外事業所との連携により、障害者総合支援法に基づくサービスの安定的な提供を推進しています。

今後も障がいのある人のニーズを把握し、町内及び圏域における障がい福祉サービスの充実に努めます。

#### ②補装具（購入費・修理費等）の支給

身体に障がいのある人が身体機能を補い、日常生活などを容易にするための補装具（義手、義足、下肢装具、車いす、補聴器など）の購入費や修理費等の支給を行っています。

今後も制度に関する周知や相談支援を実施しながら、医療機関や北海道立心身障害者総合相談所等の関係機関と連携を図り、公平・公正な支給を行います。

### (2)地域の特性等に応じた福祉サービスの充実

#### ①安心生活創造事業の推進

一人暮らし高齢者や障がいのある人などの日常生活を支援するため、あんしん訪問員（あんしんサポーター）が定期的（週1～2回）に居宅を訪問し、見守りや買い物代行などを行います。

今後もあんしんサポートセンターや関係機関との連携・情報共有を図り、日常生活支援が必要な障がいのある人等へのサービス提供を行います。

| 区 分      |          | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |
|----------|----------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|          |          | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 安心生活創造事業 | 実利用者数（人） | 2            | 4         | 6         | 8         |

## ②地域生活支援事業の推進

障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施できる地域生活支援事業を実施しています。

本町ではコミュニケーション支援事業や日常生活用具給付事業などのほか、任意事業として日中一時支援事業や各種助成事業を実施しています。

現在実施している地域生活支援事業を今後も継続するとともに、障がいのある人や障がいのある子どものニーズを把握し、事業の充実に努めます。

地域活動支援センター事業については就労意欲の向上、ひきこもり等の支援も含め活動の場と支援のあり方について効果的な活用を検討します。

## 3 保健と医療の提供

### (1)健康保持と増進

#### ①健康づくりの普及啓発

健康教室開設時や地域サロンなどで健康づくりについての正しい知識の普及啓発をします。  
また、障がいのある人やその家族に保健指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。

#### ②障がいの原因となる疾病等の予防

妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など、子育て支援や母子保健活動の充実に努めます。

生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命を延伸するため生活習慣の改善を促進するとともに、健診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。

#### ③精神保健医療の充実

医療受診の相談をはじめ精神科病院、サテライトクリニック、保健所との連携を図り継続的な治療のための支援を行っています。

また、心の健康に対する相談・カウンセリング（こころの“ほっと”相談）を実施し、心の健康に悩む人の相談を受けています。

今後も関係機関と連携を図るとともに、心の健康に対する相談・カウンセリング（心の“ほっと”相談）を継続します。

| 区 分          |             | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |
|--------------|-------------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|              |             | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 心の“ほっと”相談の実施 | 相談件数<br>(件) | 24           | 24        | 24        | 24        |

## (2)保健事業の充実

### ①母子保健事業の推進

#### 1)産婦訪問・産後ケア事業の実施

出産後の母親の身体的回復と心理的安定の促進、お子さんの状況に応じた育児指導を行うことを目的に、必要と認められる人に対して、保健師・助産師による訪問や産科医療機関への通所により育児サポートを行っています。

今後も心身の不調や育児不安等を抱えている母子を早期に発見し、心身のケアと育児サポートを行います。

#### 2)新生児訪問・乳幼児健康診査の実施

月齢に応じた乳幼児期の発育・発達状態、養育状況を確認し、健全な成長を促すことを目的に、新生児、4か月児、7か月児、12か月児を対象に健診を行い、妊産婦や乳幼児、家族に対する育児支援を行います。

1歳6か月児、2歳児、3歳児に健康診査を実施し、発達・発育状況を確認し疾病や障がいが発見された場合には適切な医療や保育を受けることができるよう支援を行っています。

今後も健康管理センターを中心に、子育て支援センター、児童発達支援センターとの連携により早期発見体制やサポートの強化に努めるとともに、適切な支援につなげるため発達相談を実施します。

### ②成人保健事業の推進

#### 1)健康診査

脳血管疾患、糖尿病、心臓病等の生活習慣病は、重症化による合併症や後遺症が障がいの発生源となることから、35歳から74歳までの国民健康保険に加入している町民を対象として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。

#### 2)がん検診

障がいにつながる可能性の高いがんの早期発見・早期治療に向けて、各種がん検診を実施します。

今後も医療機関と連携して町民が受診しやすいがん検診の機会を確保するとともに、がん予防に必要な情報を発信します。

| 区 分    |             | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |
|--------|-------------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|        |             | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 大腸がん検診 | 受診者数<br>(人) | 350          | 400       | 400       | 400       |
| 肺がん検診  |             | 570          | 600       | 600       | 600       |

### 3) その他の検診

町民の健康づくりを推進するため、本町では町民ドック、脳ドック等の検診を実施しており、障がいのある人等の健康づくりにも寄与するため、今後も各種検診を継続して実施します。

## (3)適切な医療の提供

### ①在宅で医療を受けるための支援

町国保病院の地域連携室をはじめとする医療機関や保健所との連携を図り、継続的な治療と地域における支援を行っています。

また、自宅で安心して医療を受けられる体制として訪問看護サービスが整備されています。今後も地域連携室など医療機関との連携強化を図り、障がいのある人が適切な医療を受けることができるよう支援します。

### ②リハビリテーションの推進

機能維持や機能障害の軽減を図る上で重要なリハビリテーションの推進を図っています。今後も医療機関と連携を図りながら個別支援を通し必要なリハビリテーションを継続して受けられるよう支援を継続します。

### ③難病患者への支援充実と連携

保健所と連携を図りながら、支援を必要とする在宅の難病患者やその家族に対して個別に支援を行います。

また、障がい福祉サービスの対象となる疾病の拡大等、制度改正の周知、啓発を推進します。

### ④治療継続のための支援

自立支援医療や重度心身障害者医療費助成など各種医療制度の情報提供と活用を勧め、治療を継続的に受けられるよう支援します。

## 第3節 自立と社会参加の促進

### 《基本目標3》 自立と社会参加の促進

#### 1 療育・教育の充実

- (1) 療育・発達支援体制の充実
- (2) 学校教育の充実

#### 2 就労支援の充実

- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 福祉的就労の促進

#### 3 スポーツ・文化活動の促進

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の促進
- (2) 文化活動の促進

## 1 療育・教育の充実

### (1) 療育・発達支援体制の充実

#### ① 児童発達支援センター「よつば」の機能強化

地域における療育体制の確立を図るため、本別町児童発達支援センター（通称：よつば）を開設しており、相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援のサービスを提供し、障がいのある子どもの療育・発達支援を行っています。

今後もよつばにおける支援機能を強化するため、核となる療育スタッフの育成など強化する部分を明確にしながら専門的知識、技術の向上を図ります。

また、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実とコーディネート機能の強化に努め、併せて、リハビリテーション専門職との連携による支援の継続、相談・情報提供等を通じた療育に関する啓発活動を推進します。

#### ② 重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の検討

医療機関や専門機関からアドバイス等を受けながら、関係機関との連携により重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する環境・態勢の構築に努めます。

また、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援を充実させるため、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置などについて当事者やその家族等の意見を踏まえた上で、既存の協議の場を活用しながら検討を進めます。

## (2)学校教育の充実

### ①特別支援教育の推進

特別支援教育支援員を配置し、教員と連携をとりながら障がいのある児童・生徒に適切な指導を図るとともに、発達段階や障がいの状態を把握し、教育課程の工夫・改善に努めます。

また、個別の教育支援計画を作成し、幼児期から学齢期、進学や卒業後の就労支援などの節目においても継続した支援が展開できるように、保健、医療、福祉、教育、サービス事業者等関係機関の連携体制を充実させます。

学校内においては、特別支援コーディネーターが中心となって教員の特別支援教育に関する専門性を深めるための支援を行います。

併せて、関係機関の連携により、重症心身障がい児や医療的ケア児を含めた相談体制及び支援体制の充実を図ります。

### ②進路選択への支援

障がいのある児童・生徒がニーズに応じた進路選択ができるよう、関係機関等と連携して支援を行います。

また、教育課程を終了した後も、関係機関と連携し就労支援、福祉サービス利用支援等を行います。

### ③発達障がい児への適切な支援

特別支援教育連携会議、専門家チーム及び巡回相談により、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する指導内容・方法に関する助言を受けながら支援を行います。

また、個別の教育支援計画を活用した指導及び支援の充実を図ります。

## 2 就労支援の充実

---

### (1)障がい者雇用の促進

#### ①就労支援のあり方に関する検討

障がいのある人への就労支援を促進するため、本町では情報提供、相談支援、就労後のフォローまで一貫した就労支援の拠点づくりに向けた検討を進めてきました。

現時点では就労支援の拠点の設置には至っていない状況ですが、障がいのある人の社会参加や経済的基盤の構築を支援するためには、就労支援は今後も充実を図っていく必要があります。

これまで、個別の対応を中心に就労支援を行ってきましたが、今後は重層的支援体制整備事業における支援メニューを考慮しながら、就労支援拠点づくりを含めた就労支援のあり方に関する検討を進めます。

## ②一般就労の推進

### 1)「就労セミナー」の開催支援

障がいのある人の一般就労を支援するため、十勝障がい者就労・生活支援センター「だいち」が実施する「就労セミナー」の開催を支援します。

また、就労に関して障がいのある人本人の経験談などを発表する場づくりを検討します。

### 2) ジョブコーチとの連携による就労支援

障がいのある人が自分の特性に合った仕事ができるように就職活動を支援するほか、仕事に慣れるために障がいのある人に付き添って支援を行うジョブコーチや、十勝障がい者就労・生活支援センター「だいち」との連携強化を図り、就職活動時から職場適応を図ることができるまで切れ目のない支援を行います。

また、資格取得等に関する支援策を検討しながらジョブコーチの確保・育成に努めます。

併せて、企業と障がいのある人をコーディネートする人材の育成など、重層的支援体制整備事業を踏まえた上で就労を希望する障がいのある人のサポート体制を検討します。

| 区 分                |       | 現状           | 整備量・事業量   |           |           |
|--------------------|-------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|                    |       | 令和5年度<br>見込み | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| ジョブコーチ等との連携による就労支援 | 人数（人） | 0            | 1         | 1         | 1         |
| ジョブコーチの人数          | 人数（人） | 1            | 1         | 1         | 1         |

### 3) チャレンジ雇用の推進

障がいのある人等を非常勤職員として雇用し、業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる仕組みであるチャレンジ雇用を実施できるよう検討を進めます。

## ③法定雇用率制度の周知

町内企業等に対して法定雇用率制度の周知を図るとともに、厳正な運用を関係機関に働きかけ、連携・協働を重視しながら、障がいのある人の就労機会の拡大に向けた取組を推進します。

## ④農福商連携の推進

障がいのある人が本別で働き、本別で安心して暮らしていくことができるよう、農業、福祉、商業分野が一体となった農福商連携事業を引き続き推進し、一部再構築を図りながら事業の充実に努めます。

また、企業と就労支援事業所がつながりを持ちながら就労の機会をつくることのできるよう、農福商連携に関する情報共有の場づくりを推進します。



## **(2)福祉的就労の促進**

### **①就労支援サービスの充実**

一般就労が困難な障がいのある人に対して「就労継続支援B型事業所」等の利用を通じて、就労の機会や生産活動の場が提供されるよう支援します。

### **②優先調達の推進**

「本別町における障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針」に基づき、物品等の優先調達を推進します。

また、就労支援事業所で可能な役務等を庁内関係部局に周知し、物品等の優先調達の拡大を図ります。

## **3 スポーツ・文化活動の促進**

---

### **(1)スポーツ・レクリエーション活動の促進**

障がいのある人が生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、活動への参加を支援するとともに、各機関との連携によりスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っています。

障がいがあること等によりスポーツやレクリエーション活動の機会が損失されないよう、体制・環境整備に努めます。

### **(2)文化活動の促進**

本町では障がいのある人もない人も生涯を通じて学び、成長することができるよう、文化関係団体と連携を図りながら芸術・文化活動メニューの充実に努めてきました。これらの文化活動に障がいのある人が参加する場合には必要に応じて支援を行っています。

今後は、障がいのある人の文化活動のニーズ把握に努め、生涯学習活動やサークルなどの情報提供を行うとともに、文化活動の促進に向けた支援のあり方に関して検討を行います。



## **第3編 第7期障がい福祉計画**

---



# 第1章 計画の基本的事項

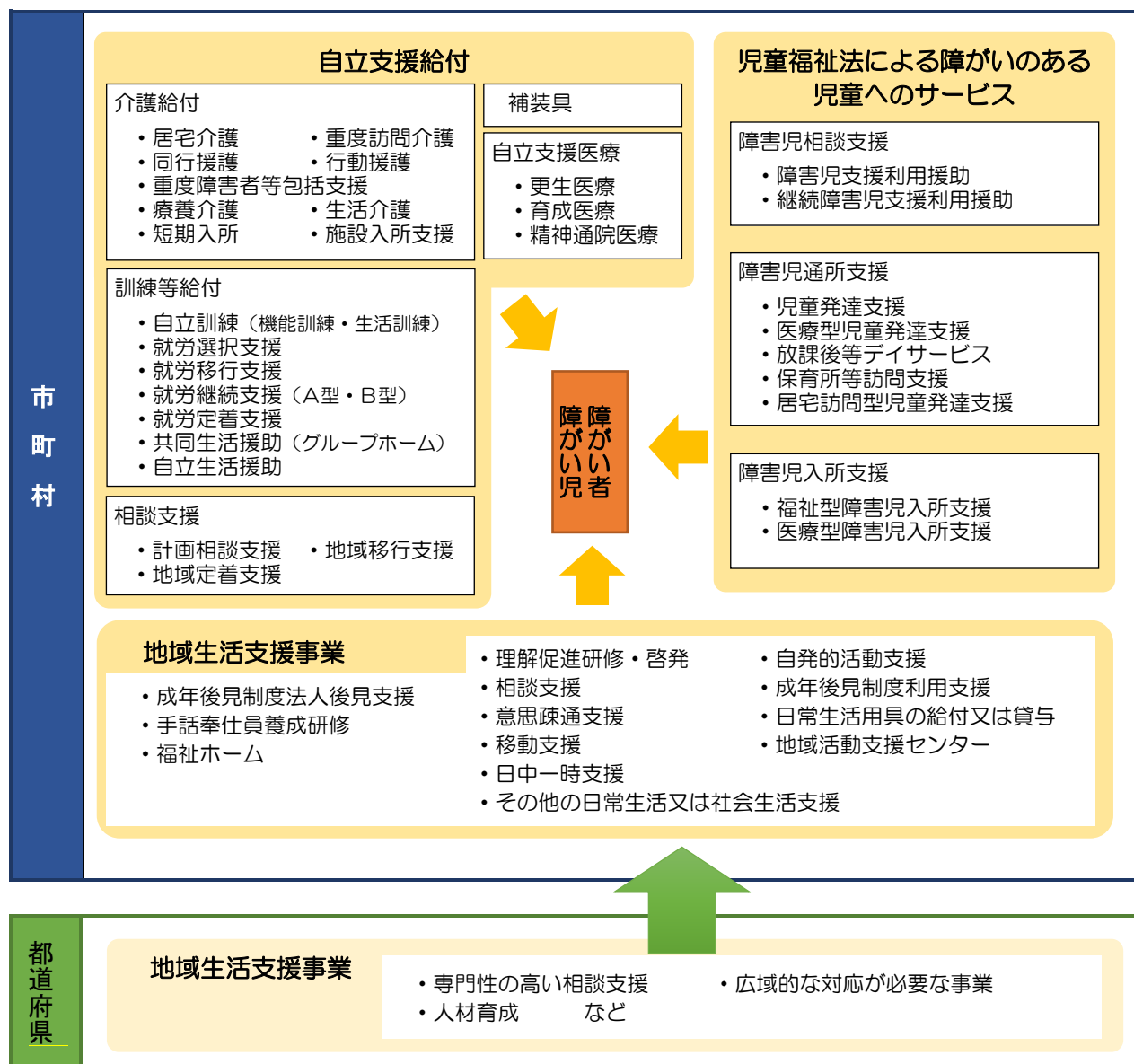
## 第1節 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に定めるサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。

「自立支援給付」は、障がいのある人の障害支援区分や勘案事項等を踏まえ個別に支給決定が行われる「介護給付」「訓練等給付」等があります。また、「地域生活支援事業」は市町村の創意工夫によって利用者の実情に応じて柔軟に実施されます。

サービスを利用する際は、利用者一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、これに基づいてサービスが提供されます。

### ■障がいのある人を対象としたサービスの概要



## 第2節 障がい福祉サービスの概要

### 1 介護給付

| サービス名     | サービスの概要                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護      | 居宅における入浴、排泄、食事の介護など生活全般にわたり、ホームヘルパーが訪問により支援を行います。                                                  |
| 重度訪問介護    | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護      | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。                                    |
| 重度障害者包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。                                                               |
| 行動援護      | 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。<br>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。                       |
| 療養介護      | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護、介護及び日常生活の支援を行います。                                              |
| 生活介護      | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。                                          |
| 短期入所      | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。                                                  |
| 施設入所支援    | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。                                                                 |

### 2 訓練等給付

| サービス名                          | サービスの概要                                                                                |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立訓練                           | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。<br>機能訓練、生活訓練があります。              |
| 就労選択支援【新設】                     | 希望する仕事に就けるよう、ハローワークや事業所などと連携して本人の能力や適性、希望する職種や労働条件を整理し、本人に合った働き方につなげます。                |
| 就労移行支援                         | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。                                   |
| 就労継続支援<br>（A型＝雇用型、<br>B型＝非雇用型） | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。<br>雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。  |
| 就労定着支援                         | 一般就労に移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。 |

| サービス名               | サービスの概要                                                                                                    |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立生活援助              | 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスも提供します。                                |

### 3 相談支援

| サービス名  | サービスの概要                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス利用支援<br/>障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成。<br/>支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行い、サービス等利用計画の作成を行います。</li> <li>●継続サービス利用支援<br/>利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul> |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人に地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への動向支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。                                                                                                                         |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。                                                                                                                                                                  |

### 4 地域生活支援事業

#### ① 必須事業

| 事業名          | 事業の概要                                                                                                       |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理解促進研修・啓発事業  | 障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。              |
| 自発的活動支援事業    | 障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域の住民等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。 |
| 相談支援事業       | 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。                                  |
| 成年後見制度利用支援事業 | 自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。                                         |

| 事業名            | 事業の概要                                                                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。                                     |
| 意思疎通支援事業       | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳や要約筆記などを行う人を派遣し、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介するなど、意思疎通の円滑化を図る支援を行います。 |
| 日常生活用具給付等事業    | 重度の障がいのある人たちに対し、自立した日常生活を支援するための用具を貸与・給付します。また、住環境の改善を必要とする場合、改修工事費を給付します。                                      |
| 手話奉仕員養成研修事業    | 聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。                                 |
| 移動支援事業         | 屋外での移動が困難な障がいのある人たちに対し、社会生活上必要不可欠な外出などの際の移動を支援します。                                                              |
| 地域活動支援センター事業   | 障がいのある人たちに創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。                                                                     |

## ②任意事業

| 事業名                   | 事業の概要                                                                              |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 日中一時支援事業              | 障がいのある人たちの日中における活動の場を提供するとともに、見守りや日常的な訓練等の支援を行います。                                 |
| 生活サポート事業              | 介護給付支給決定者以外の障がいのある人について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の地域での自立した生活の推進を図ります。 |
| 肢体、言語、情緒障がい児通園費補助事業   | 機能回復訓練のため、機能回復訓練施設に通園する義務教育終了前の児童入所児（介護者 1 名を含む。）に対し通園費の一部を補助することにより、児童福祉の増進を図ります。 |
| 在宅精神障がい回復者通所施設交通費助成事業 | 在宅の精神障がい回復者が十勝管内の通所施設等に通所するために要する交通費用を助成することにより、社会復帰を促進します。                        |
| 自動車改造費助成事業            | 身体に障がいのある人の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要する経費の一部を助成します。                                  |



## 第2章 第6期障がい福祉計画の実施状況

### 第1節 令和5年度における数値目標の達成状況

#### 1 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

| 項 目              | 目標   | 実績(見込) | 備 考                         |
|------------------|------|--------|-----------------------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者数  | —    | 26 人   | 令和元年度末時点の施設に入所している障がいのある人の数 |
| 地域生活移行者数（人数）     | 1 人  | 0 人    | 施設入所からグループホーム等へ移行した者の数      |
| 令和5年度末における施設入所者数 | 25 人 | 25 人   | 令和5年度末時点での施設入所者見込数          |
| 施設入所者数の削減数（人数）   | 1 人  | 0 人    | 令和5年度末時点での施設入所者の削減目標（見込）数   |

#### 2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

##### （1）精神障がいのある人の地域移行支援等の利用者数

| 項 目         | 計画/実績  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|
| 共同生活援助の利用者数 | 計画     | 4 人   | 4 人   | 4 人   |
|             | 実績(見込) | 0 人   | 0 人   | 0 人   |

##### （2）保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

| 項 目                           | 計画/実績  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数      | 計画     | 1 回   | 1 回   | 1 回   |
|                               | 実績(見込) | 1 回   | 1 回   | 3 回   |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 計画     | 9 人   | 9 人   | 9 人   |
|                               | 実績(見込) | 6 人   | 9 人   | 33 人  |

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 項 目                               | 計画/実績  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 地域生活支援拠点※7の機能充実のための運用状況の検証及び検討の機会 | 計画     | 1回    | 1回    | 1回    |
|                                   | 実績(見込) | 0回    | 0回    | 0回    |

### 4 障がい福祉施設から一般就労への移行等

#### (1)福祉施設から一般就労への移行者数

| 項 目               | 目標 | 実績(見込) | 備 考                            |
|-------------------|----|--------|--------------------------------|
| 令和元年度の一般就労移行者数(A) | —  | 0人     | 令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数    |
| 令和5年度の一般就労移行者数    | 1人 | 0人     | (A)の1.27倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。 |

#### (2)就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

| 項 目               | 目標 | 実績(見込) | 備 考                            |
|-------------------|----|--------|--------------------------------|
| 令和元年度の一般就労移行者数(A) | —  | 0人     | 令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数    |
| 令和5年度の一般就労移行者数    | 1人 | 0人     | (A)の1.30倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。 |

#### (3)就労継続支援事業(B型)から一般就労への移行者数

| 項 目               | 目標 | 実績(見込) | 備 考                            |
|-------------------|----|--------|--------------------------------|
| 令和元年度の一般就労移行者数(A) | —  | 2人     | 令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数    |
| 令和5年度の一般就労移行者数    | 2人 | 0人     | (A)の1.23倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。 |

#### (4)就労定着支援事業の利用者数

| 項 目            | 目標 | 実績(見込) | 備 考                                             |
|----------------|----|--------|-------------------------------------------------|
| 令和5年度の一般就労移行者数 | 1人 | 0人     | 令和5年度における、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者のうち70%以上をめざす。 |

※7 地域生活支援拠点

障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められます。

## 5 相談体制の充実・強化等

| 項 目                                   | 計画/実績  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無 | 計画     | 有     | 有     | 有     |
|                                       | 実績(見込) | 無     | 無     | 無     |

## 6 障がい福祉サービスの質の向上のための取組

| 項 目                                         | 計画/実績  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数 | 計画     | 1人    | 1人    | 1人    |
|                                             | 実績(見込) | 1人    | 1人    | 1人    |

## 第2節 障がい福祉サービスの利用実績

### 1 訪問系サービス

#### ■訪問系サービスの利用実績（月間）

| サービス種別                                   | 計画/実績  | 単位       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|------------------------------------------|--------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 居宅介護・重度訪問介護・<br>同行援護・行動援護・<br>重度障害者等包括支援 | 計画     | 実利用者数（人） | 5         | 5         | 5         |
|                                          |        | 利用量（時間）  | 50        | 50        | 50        |
|                                          | 実績(見込) | 実利用者数（人） | 4         | 4         | 3         |
|                                          |        | 利用量（時間）  | 33        | 33        | 43        |

※月間の実利用者数及び月間利用量の平均

※令和5年度は見込み

### 2 日中活動系サービス

#### ■日中活動系サービスの利用実績（月間）

| サービス種別     | 計画/実績      | 単位       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 療養介護       | 計画         | 実利用者数（人） | 7         | 7         | 7         |
|            | 実績(見込)     |          | 7         | 7         | 7         |
| 生活介護       | 計画         | 実利用者数（人） | 26        | 26        | 26        |
|            |            | 利用量（人日）  | 585       | 585       | 585       |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 26        | 26        | 28        |
|            |            | 利用量（人日）  | 548       | 556       | 591       |
| 自立訓練（機能訓練） | 計画         | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|            |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|            |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |
| 自立訓練（生活訓練） | 計画         | 実利用者数（人） | 1         | 1         | 1         |
|            |            | 利用量（人日）  | 22        | 22        | 22        |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 1         | 0         | 0         |
|            |            | 利用量（人日）  | 23        | 0         | 0         |
| 宿泊型自立訓練    | 計画         | 実利用者数（人） | 1         | 1         | 1         |
|            |            | 利用量（人日）  | 30        | 30        | 30        |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|            |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |

| サービス種別     | 計画/実績      | 単位       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 就労移行支援     | 計画         | 実利用者数（人） | 1         | 1         | 1         |
|            |            | 利用量（人日）  | 22        | 22        | 22        |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 1         | 1         | 1         |
|            |            | 利用量（人日）  | 22        | 22        | 22        |
| 就労継続支援（A型） | 計画         | 実利用者数（人） | 1         | 1         | 2         |
|            |            | 利用量（人日）  | 22        | 22        | 44        |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 0         | 1         | 1         |
|            |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 22        |
| 就労継続支援（B型） | 計画         | 実利用者数（人） | 47        | 48        | 49        |
|            |            | 利用量（人日）  | 934       | 954       | 974       |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 43        | 41        | 29        |
|            |            | 利用量（人日）  | 884       | 684       | 704       |
| 就労定着支援     | 計画         | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|            | 実績(見込)     |          | 0         | 0         | 0         |
| 短期入所（福祉型）  | 計画         | 実利用者数（人） | 2         | 2         | 2         |
|            |            | 利用量（人日）  | 20        | 20        | 20        |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 3         | 3         | 4         |
|            |            | 利用量（人日）  | 35        | 24        | 120       |
| 短期入所（医療型）  | 計画         | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|            |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |
|            | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|            |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |

※月間の実利用者数及び月間利用量の平均

※令和5年度は見込み

### 3 居住系サービス

#### ■居住系サービスの利用実績（月間）

| サービス種別              | 計画/実績  | 単位       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|---------------------|--------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 自立生活援助              | 計画     | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|                     | 実績(見込) |          | 0         | 0         | 0         |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 計画     |          | 24        | 25        | 27        |
|                     | 実績(見込) |          | 24        | 24        | 24        |
| 施設入所支援              | 計画     |          | 24        | 24        | 23        |
|                     | 実績(見込) |          | 25        | 25        | 25        |

※実利用者数は月あたりの平均人数

※令和5年度は見込み

## 4 相談支援サービス

### ■相談支援の利用実績（月間）

| サービス種別 | 計画/実績  | 単位       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|--------|--------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 計画相談支援 | 計画     | 実利用者数（人） | 40        | 42        | 44        |
|        | 実績(見込) |          | 34        | 35        | 33        |
| 地域移行支援 | 計画     |          | 0         | 0         | 0         |
|        | 実績(見込) |          | 0         | 0         | 0         |
| 地域定着支援 | 計画     |          | 0         | 0         | 0         |
|        | 実績(見込) |          | 0         | 0         | 0         |

※実利用者数は月あたりの平均人数  
※令和5年度は見込み

## 第3節 地域生活支援事業の実績

### 1 必須事業

#### ■事業の実施状況

| 事業名                | 計画/実績                 | 単位            | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度    | 令和<br>5年度 |     |
|--------------------|-----------------------|---------------|-----------|--------------|-----------|-----|
| 理解促進研修・啓発事業        | 計画                    | 実施有無          | 実施        | 実施           | 実施        |     |
|                    | 実績(見込)                |               | 実施        | 実施           | 実施        |     |
| 自発的活動支援事業          | 計画                    | 実施有無          | 未実施       | 未実施          | 未実施       |     |
|                    | 実績(見込)                |               | 未実施       | 未実施          | 未実施       |     |
| 相談支援事業             |                       |               | —         |              |           |     |
| 障害者相談支援事業          | 計画                    | 実施箇所数<br>(箇所) | 1         | 1            | 1         |     |
|                    |                       |               | 実績(見込)    | 1            | 1         | 1   |
|                    | 基幹相談支援センター            | 計画            |           | 設置有無         | 未設置       | 未設置 |
|                    |                       |               | 実績(見込)    |              | 未設置       | 未設置 |
|                    | 基幹相談支援センター等<br>機能強化事業 | 計画            |           | 実施有無         | 未実施       | 未実施 |
|                    |                       |               | 実績(見込)    |              | 未実施       | 未実施 |
|                    | 住宅入居等支援事業             | 計画            |           | 実施有無         | 未実施       | 未実施 |
|                    |                       |               | 実績(見込)    |              | 未実施       | 未実施 |
|                    | 成年後見制度利用支援事業          | 計画            |           | 実利用者数<br>(人) | 1         | 1   |
|                    |                       |               | 実績(見込)    |              | 0         | 0   |
| 成年後見制度法人後見支援<br>事業 | 計画                    | 実施有無          |           | 未実施          | 未実施       | 未実施 |
|                    |                       |               | 実績(見込)    | 未実施          | 未実施       | 未実施 |

| 事業名                       | 計画/実績      | 単位            | 令和<br>3年度     | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |       |
|---------------------------|------------|---------------|---------------|-----------|-----------|-------|
| 意思疎通支援事業                  |            |               | —             |           |           |       |
| 手話通訳者・要約筆記者<br>派遣事業       | 計画         | 実利用者数<br>（人）  | 1             | 1         | 1         |       |
|                           | 実績(見込)     |               | 0             | 0         | 0         |       |
|                           | 手話通訳者設置事業  | 計画            | 設置者数（人）       | 0         | 0         | 0     |
|                           |            | 実績(見込)        |               | 0         | 0         | 0     |
| 日常生活用具給付等事業               |            |               | —             |           |           |       |
| 介護・訓練支援用具                 | 計画         | 給付件数（件）       | 1             | 1         | 1         |       |
|                           | 実績(見込)     |               | 0             | 0         | 0         |       |
| 自立生活支援用具                  | 計画         |               | 1             | 1         | 1         |       |
|                           | 実績(見込)     |               | 0             | 3         | 1         |       |
| 在宅療養等支援用具                 | 計画         |               | 1             | 1         | 1         |       |
|                           | 実績(見込)     |               | 3             | 1         | 1         |       |
| 情報・意思疎通支援用具               | 計画         |               | 1             | 1         | 1         |       |
|                           | 実績(見込)     |               | 0             | 1         | 0         |       |
| 排泄管理支援用具                  | 計画         |               | 150           | 150       | 150       |       |
|                           | 実績(見込)     |               | 117           | 144       | 146       |       |
| 居宅生活動作補助用具<br>（住宅改修）      | 計画         |               | 1             | 1         | 1         |       |
|                           | 実績(見込)     |               | 0             | 0         | 1         |       |
| 手話奉仕員養成研修事業               | 計画         |               | 登録者数（人）       | 0         | 0         | 0     |
|                           | 実績(見込)     |               |               | 0         | 0         | 0     |
| 移動支援事業                    | 計画         |               | 実利用者数（人）      | 5         | 5         | 5     |
|                           |            |               | 利用量<br>（時間／年） | 1,600     | 1,600     | 1,600 |
|                           | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人）      | 4             | 4         | 5         |       |
|                           |            | 利用量<br>（時間／年） | 575           | 659       | 621       |       |
| 地域活動支援センター事業<br>（自市町村所在分） | 計画         | 箇所数（箇所）       | 0             | 0         | 0         |       |
|                           |            | 実利用者数（人）      | 0             | 0         | 0         |       |
|                           | 実績<br>(見込) | 箇所数（箇所）       | 0             | 1         | 2         |       |
|                           |            | 実利用者数（人）      | 0             | 0         | 4         |       |
| 地域活動支援センター事業<br>（他市町村所在分） | 計画         | 箇所数（箇所）       | 1             | 1         | 1         |       |
|                           |            | 実利用者数（人）      | 2             | 2         | 2         |       |
|                           | 実績<br>(見込) | 箇所数（箇所）       | 1             | 1         | 1         |       |
|                           |            | 実利用者数（人）      | 2             | 2         | 2         |       |

※令和5年度は見込み

## 2 任意事業

### ■事業の実施状況

| 事業名                       | 計画/実績  | 単位           | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|---------------------------|--------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 日中一時支援事業                  | 計画     | 実利用者数<br>(人) | 4         | 4         | 4         |
|                           | 実績(見込) |              | 5         | 5         | 5         |
| 生活サポート事業                  | 計画     | 実利用者数<br>(人) | 1         | 1         | 1         |
|                           | 実績(見込) |              | 0         | 0         | 0         |
| 肢体、言語、情緒障がい児<br>通園費補助事業   | 計画     | 助成件数 (件)     | 1         | 1         | 1         |
|                           | 実績(見込) |              | 0         | 0         | 0         |
| 在宅精神障がい回復者通所<br>施設交通費助成事業 | 計画     | 助成件数 (件)     | 2         | 2         | 2         |
|                           | 実績(見込) |              | 2         | 2         | 2         |
| 自動車改造費助成事業                | 計画     | 助成件数 (件)     | 1         | 1         | 1         |
|                           | 実績(見込) |              | 0         | 0         | 0         |

※令和5年度は見込み



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 国の基本指針における基本理念

#### 1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加を実現するため障がい福祉サービスの整備を進めます。

#### 2 市町村を主体とした一元的な障がい福祉サービスの実施

実施主体を市町村とし、身体・知的・精神の障がいに係る障がい福祉サービス等の充実を図ります。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいについては、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその周知を図ります。

#### 3 入所等から地域生活への移行、生活継続の支援、就労支援等のサービス提供体制の整備

地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によりインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### 4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

#### 5 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

## 6 障がいのある人の社会参加を支える取組

---

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援を行う必要があります。

そのため、障がいのある人がスポーツ・レクリエーションに親しむとともに、文化・芸術を楽しむ機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 第2節 障がい福祉計画における考え方

---

### 1 障がい福祉サービスに関する基本的考え方

---

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の方向性を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画的な整備を図ります。

#### (1) サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、課題の検討、情報共有を行います。

#### (3) 障がい者就労の促進

障がいのある人が、障がいの程度や区分にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいをもてるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

#### (4) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の機能充実

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、本町に整備している地域生活支援拠点の機能充実を進めるとともに、運用状況の検証及び検討を行います。

## 2 相談支援に関する基本的考え方

---

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談体制の充実・強化に取り組めます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、横断的チームや本別町障害者自立支援協議会において関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

## 3 サービスの質の向上に関する基本的考え方

---

近年の障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を推進します。

## 第4章 成果目標とサービス見込量

### 第1節 令和8年度の成果目標

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項 目 |                     | 数値  | 国の基本指針                        |
|-----|---------------------|-----|-------------------------------|
| 実績値 | 令和4年度末の施設入所者数（A）    | 25人 | 目標設定の基準値                      |
| 目標値 | 令和8年度までの地域生活移行者数（B） | 1人  | （A）のうち6%以上が地域生活に移行することを基本とする。 |
|     | 令和8年度までの減少見込（C）     | 1人  | （A）のうち5%以上削減することを基本とする。       |

#### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### （1）精神障がいのある人の地域移行支援等の利用者数

| 項 目 |             | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 共同生活援助の利用者数 | 1人    | 1人    | 1人    |

##### （2）保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

| 項 目 |                               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|-------------------------------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数      | 1回    | 1回    | 3回    |
|     | 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 11人   | 11人   | 33人   |

#### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 項 目 |                                 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|---------------------------------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 地域生活支援拠点の機能充実のための運用状況の検証及び検討の機会 | 1回    | 1回    | 1回    |
|     | 地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置        | 1人    | 1人    | 1人    |

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設から一般就労への移行者数

| 項 目 |                     | 数値  | 国の基本指針                           |
|-----|---------------------|-----|----------------------------------|
| 実績値 | 令和3年度の一般就労者数（A）     | 0 人 | 目標設定の基準値                         |
| 目標値 | 令和8年度の年間一般就労移行者数（B） | 1 人 | （A）の 1.28 倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。 |

### (2) 就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

| 項 目 |                     | 数値  | 国の基本指針                           |
|-----|---------------------|-----|----------------------------------|
| 実績値 | 令和3年度の一般就労者数（A）     | 0 人 | 目標設定の基準値                         |
| 目標値 | 令和8年度の年間一般就労移行者数（B） | 1 人 | （A）の 1.31 倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。 |

### (3) 就労継続支援事業(B型)から一般就労への移行者数

| 項 目 |                     | 数値  | 国の基本指針                           |
|-----|---------------------|-----|----------------------------------|
| 実績値 | 令和3年度の一般就労者数（A）     | 0 人 | 目標設定の基準値                         |
| 目標値 | 令和8年度の年間一般就労移行者数（B） | 1 人 | （A）の 1.28 倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。 |

### (4) 就労定着支援事業の利用者数

| 項 目 |                       | 数値  | 国の基本指針                           |
|-----|-----------------------|-----|----------------------------------|
| 実績値 | 令和3年度就労定着支援事業の利用者数（A） | 0 人 | 令和3年度就労定着支援事業の利用実績               |
| 目標値 | 令和8年度就労定着支援事業の利用者数    | 1 人 | （A）の 1.41 倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。 |

## 5 相談支援体制の充実・強化のための取組

| 項 目 |                                   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 基幹相談支援センターの設置                     | 未設置   | 未設置   | 未設置   |
|     | 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | 1 回   | 1 回   | 1 回   |

## 6 障がい福祉サービスの質の向上のための取組

| 項 目 |                                             | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|---------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数 | 1 人   | 1 人   | 1 人   |

## 第2節 サービスの見込量と確保の方策

### 1 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括支援について過去3年間の利用者数、利用時間を基礎として見込んでいます。

#### ■訪問系サービスの実績と見込量（月間）

| サービス名称     | 単位       | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 居宅介護       | 実利用者数（人） | 3         | 4         | 4         | 4         |
|            | 利用量（時間）  | 43        | 56        | 56        | 56        |
| 重度訪問介護     | 実利用者数（人） | 0         | 1         | 1         | 1         |
|            | 利用量（時間）  | 0         | 260       | 260       | 260       |
| 行動援護       | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            | 利用量（時間）  | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 同行援護       | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            | 利用量（時間）  | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 重度障害者等包括支援 | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            | 利用量（時間）  | 0         | 0         | 0         | 0         |

※月間の実利用者数及び月間利用量の平均

※令和5年度は見込み

#### 【見込量確保の方策】

- 障がい及び難病患者に共通の制度でサービスが提供されることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービス充実に努めます。
- 障害者介護給付費の支給に関する審査会の意見や障害支援区分、生活環境等を勘案しつつ、利用者の自立した生活をめざした適切なサービスの提供に努めます。

## 2 日中活動系サービス

過去3年間の利用者数及び利用日数を基礎とし、今後のニーズを見込んで設定しています。

### ■日中活動系サービスの実績と見込量（月間）

| サービス名称     | 単位       | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 療養介護       | 実利用者数（人） | 7         | 7         | 7         | 7         |
| 生活介護       | 実利用者数（人） | 28        | 29        | 29        | 29        |
|            | 利用量（人日）  | 591       | 638       | 638       | 638       |
| 自立訓練（機能訓練） | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 自立訓練（生活訓練） | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 宿泊型自立訓練    | 実利用者数（人） | 0         | 1         | 1         | 1         |
|            | 利用量（人日）  | 0         | 30        | 30        | 30        |
| 就労選択支援     | 実利用者数（人） |           | 0         | 1         | 1         |
|            | 利用量（人日）  |           | 0         | 30        | 30        |
| 就労移行支援     | 実利用者数（人） | 1         | 2         | 2         | 2         |
|            | 利用量（人日）  | 22        | 44        | 44        | 44        |
| 就労継続支援（A型） | 実利用者数（人） | 1         | 1         | 1         | 1         |
|            | 利用量（人日）  | 22        | 22        | 22        | 22        |
| 就労継続支援（B型） | 実利用者数（人） | 29        | 30        | 31        | 32        |
|            | 利用量（人日）  | 704       | 660       | 682       | 704       |
| 就労定着支援     | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 短期入所（福祉型）  | 実利用者数（人） | 4         | 3         | 3         | 3         |
|            | 利用量（人日）  | 120       | 30        | 30        | 30        |
| 短期入所（医療型）  | 実利用者数（人） | 0         | 1         | 1         | 1         |
|            | 利用量（人日）  | 0         | 15        | 15        | 15        |

※月間の実利用者数及び月間利用量の平均  
※令和5年度は見込み

### 【見込量確保の方策】

- 障がいのある人が地域で安心できる生活を送り、地域生活への移行を推進するために、引き続き日中活動の場の確保に努めます。
- 本別町障害者自立支援協議会等を通じて、学校、福祉施設、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により、職場の開拓、個々の障がいのある人に応じた支援計画の策定等、就職・職場定着の支援を推進します。



### 3 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所・入院から地域生活への移行を進めます。

#### ■居住系サービスの実績と見込量（月間）

| サービス名称              | 単位       | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自立生活援助              | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 実利用者数（人） | 24        | 25        | 26        | 27        |
| 施設入所支援              | 実利用者数（人） | 25        | 26        | 26        | 26        |

※実利用者数は月あたりの平均人数

※令和5年度は見込み

#### 【見込量確保の方策】

○共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者の地域移行や退院可能な精神障がいのある人の動向、介護者の高齢化などを注視しながら、施設の設立や空き情報を収集し速やかに情報提供します。

○施設入所については、真に必要な人が利用できるよう入所希望者の状況を把握し、施設の情報収集に努めます。

### 4 相談支援

個別給付の対象となっている計画相談支援及び地域相談支援についてサービス見込量を設定しています。計画相談支援については、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数をもとに見込んでいます。

#### ■相談支援の実績と見込量（月間）

| サービス名称 | 単位       | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 計画相談支援 | 実利用者数（人） | 33        | 35        | 37        | 39        |
| 地域移行支援 | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 地域定着支援 | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |

※実利用者数は月あたりの平均人数

※令和5年度は見込み

#### 【見込量確保の方策】

○サービス利用支援により、真に必要なサービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援（モニタリング）の実施に努めます。

○相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。

## 5 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

過去3年間の事業実績から令和6年度以降の利用を見込んでいます。

#### ■ 必須事業の実績と見込み（年間）

| 事業名称                | 単位        | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 理解促進研修・啓発事業         | 実施有無      | 実施        | 実施        | 実施        | 実施        |
| 自発的活動支援事業           | 実施有無      | 未実施       | 未実施       | 未実施       | 未実施       |
| 相談支援事業              |           |           |           |           |           |
| 障害者相談支援事業           | 実施箇所数（箇所） | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 基幹相談支援センター          | 設置有無      | 未設置       | 未設置       | 未設置       | 未設置       |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業   | 実施有無      | 未実施       | 未実施       | 未実施       | 未実施       |
| 住宅入居等支援事業           | 実施有無      | 未実施       | 未実施       | 未実施       | 未実施       |
| 成年後見制度利用支援事業        | 実利用者数（人）  | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 成年後見制度法人後見支援事業      | 実施有無      | 実施        | 実施        | 実施        | 実施        |
| 意思疎通支援事業            |           |           |           |           |           |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業     | 実利用者数（人）  | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 手話通訳者設置事業           | 設置者数（人）   | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 日常生活用具給付等事業         |           |           |           |           |           |
| 介護・訓練支援用具           | 給付件数（件）   | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 自立生活支援用具            | 給付件数（件）   | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 在宅療養等支援用具           | 給付件数（件）   | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 情報・意思疎通支援用具         | 給付件数（件）   | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 排泄管理支援用具            | 給付件数（件）   | 146       | 150       | 150       | 150       |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修）    | 給付件数（件）   | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 手話奉仕員養成研修事業         | 登録者数（人）   | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 移動支援事業              | 実利用者数（人）  | 5         | 5         | 5         | 5         |
|                     | 利用量（時間/年） | 621       | 621       | 621       | 621       |
| 地域活動支援センター（自市町村所在分） | 設置数（箇所）   | 2         | 2         | 2         | 2         |
|                     | 実利用者数（人）  | 4         | 4         | 4         | 4         |
| 地域活動支援センター（他市町村所在分） | 設置数（箇所）   | 1         | 1         | 1         | 1         |
|                     | 実利用者数（人）  | 2         | 2         | 2         | 2         |

※令和5年度は見込み

【見込量確保の方策】

- 本町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。
- 本別町障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、相談支援体制の整備を図りながら障がいのある人が自立した地域生活を営むことができるように必要な事業の実施を図ります。

## (2)任意事業

過去3年間の事業実績から令和6年度以降の利用を見込んでいます。

■任意事業の実績と見込量（年間）

| 事業名称                      | 単位       | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 日中一時支援事業                  | 実利用者数（人） | 5         | 5         | 5         | 5         |
| 生活サポート事業                  | 実利用者数（人） | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 肢体、言語、情緒障がい<br>児通園費補助事業   | 助成件数（件）  | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 在宅精神障がい回復者通<br>所施設交通費助成事業 | 助成件数（件）  | 2         | 2         | 2         | 2         |
| 自動車改造費助成事業                | 助成件数（件）  | 0         | 1         | 1         | 1         |

※令和5年度は見込み

【見込量確保の方策】

- 本町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。



## 第4編 第3期障がい児福祉計画

---



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の目的

本町では、「発達のことが気になる」お子さんに対し、それぞれの部署において、積極的に早期発見・早期療育に努め、保健・医療機関、児童相談所、教育機関、福祉・療育機関などの関係機関と協働して支援に取り組んできました。しかし、近年の発達に関するニーズの多様化や社会状況の変化に伴い、保育現場や教育現場、地域社会においても発達に関する相談と療育支援は増加傾向となっております。

このような状況において、子どもたちが健やかに成長し、その家族が地域で安心して暮らすことができるよう、重層的な支援体制の構築が必要となります。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする本計画では『誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる「自立」と「共生」の社会の実現』を基本理念として障がいサポート体制の構築をめざし、サービス見込量や確保方策等について定めることとします。

## 第2節 児童を対象としたサービスの種類と体系

### ①通所・入所支援体系

| 市 町 村                           |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障<br>害<br>児<br>通<br>所<br>支<br>援 | 児童発達支援      | <p>発達に心配のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。</p> <p>児童発達支援センターと児童発達支援事業の2種類があります。</p> <p>①児童発達支援センター<br/>通所支援のほか、身近な地域の支援の拠点として、「地域で生活する児童や家族への支援」「地域の児童を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。</p> <p>②児童発達支援事業<br/>通所利用の発達に心配のある児童に対する支援を行う身近な療育の場です。</p> |
|                                 | 医療型児童発達支援   |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                 | 放課後等デイサービス  | <p>就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。</p>                                                                                                                                                                  |
|                                 | 保育所等訪問支援    | <p>保育所等を現在利用中の児童、今後利用する予定の児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>                                                                                                                                                                                     |
|                                 | 居宅訪問型児童発達支援 | <p>重度の障がい等により外出が困難な児童に対し居宅を訪問して日常生活における基本的な動作指導、知識技術の付与の支援を行います。</p>                                                                                                                                                                                                            |

| 都 道 府 県 |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害児通所支援 | 福祉型障害児入所施設 | <p>従来の施設と同等の支援を確保するとともに、その状態に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。</p> <p>18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。</p> <p>＊重症心身障害児施設は、重症心身障害児の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。</p> <p>＊現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。</p> |
|         | 医療型障害児入所施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## ②相談支援

| 市 町 村 |        |                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談支援  | 居宅サービス | <p>指定特定相談支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●計画相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービス利用支援 ②継続サービス利用支援</li> </ul> </li> <li>●基本相談支援（児童やその保護者等からの相談）</li> </ul> |
|       | 通所サービス | <p>障害児相談支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害児支援利用援助 ②継続障害児支援利用援助</li> </ul> </li> </ul>                                |



## 第2章 第2期障がい児福祉計画の実施状況

### 第1節 目標の達成状況

#### 1 障害児支援の提供体制の整備等

| 項 目                       | 目標  | 実績(見込) | 備 考                                                 |
|---------------------------|-----|--------|-----------------------------------------------------|
| 令和5年度末の児童発達支援センターの設置数     | 1箇所 | 1箇所    | 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。   |
| 令和5年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数 | 1箇所 | 1箇所    | 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 |

#### 2 主に重症心身障がい児を支援する体制の整備

重症心身障がい児への支援に関しては、相談支援を中心とした支援を行うとともに、サービスの利用においては町内及び圏域における関係機関との連携により対応を行いました。

#### 3 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

| 項 目                                       | 計画/実績  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無 | 計画     | 設置    | 設置    | 設置    |
|                                           | 実績(見込) | 未設置   | 未設置   | 未設置   |

## 第2節 障がい児福祉サービスの利用実績

### 1 障害児通所支援

#### ■障害児通所支援の利用実績（月間）

| サービス種別      | 計画/実績      | 単位       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童発達支援      | 計画         | 実利用者数（人） | 6         | 6         | 6         |
|             |            | 利用量（人日）  | 30        | 30        | 30        |
|             | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 7         | 8         | 4         |
|             |            | 利用量（人日）  | 29        | 32        | 16        |
| 医療型児童発達支援   | 計画         | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|             |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |
|             | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|             |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |
| 放課後等デイサービス  | 計画         | 実利用者数（人） | 28        | 29        | 30        |
|             |            | 利用量（人日）  | 112       | 116       | 120       |
|             | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 26        | 25        | 26        |
|             |            | 利用量（人日）  | 104       | 100       | 78        |
| 保育所等訪問支援    | 計画         | 実利用者数（人） | 33        | 33        | 33        |
|             |            | 利用量（人日）  | 33        | 33        | 33        |
|             | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 33        | 33        | 34        |
|             |            | 利用量（人日）  | 6         | 7         | 16        |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 計画         | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|             |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |
|             | 実績<br>(見込) | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         |
|             |            | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         |

※月間の実利用者数及び月間利用量の平均

※令和5年度は見込み

### 2 障害児相談支援

#### ■障害児相談支援の利用実績（月間）

| サービス種別  | 計画/実績  | 単位       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|---------|--------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 障害児相談支援 | 計画     | 実利用者数（人） | 24        | 33        | 33        |
|         | 実績(見込) |          | 33        | 33        | 35        |

※実利用者数は月あたりの平均人数

※令和5年度は見込み

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 国の基本指針における基本理念

#### 1 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。

このため、お子さんの発達が気になる段階からお子さんとその家族に対して身近な地域で支援ができるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

#### 2 ライフステージに応じた支援

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、障がいのある子どもが障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童・生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

#### 3 医療的ニーズへの対応

人工呼吸器を装着している障がいのある子どもやその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子どもが保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

### 第2節 障がい福祉計画における考え方

障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスの充実を推進するとともに、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障害児相談支援サービスの充実を図ります。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保に努めます。

## 第4章 成果目標とサービス見込量

### 第1節 令和8年度の成果目標

#### 1 障がい児支援の提供体制の整備等

| 項 目 |                                           | 数値  | 国の基本指針                                                                    |
|-----|-------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| 目標値 | 令和8年度末の児童発達支援センターの設置数                     | 1箇所 | 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。                         |
|     | 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 | 未設置 | 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 |

#### 2 主に重症心身障がい児を支援する体制の整備

重症心身障がい児への支援に関しては、相談支援を中心とした支援を行うとともに、サービスの利用においては町内及び圏域における関係機関との連携により対応を行います。

#### 3 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

| 項 目 |                                           | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|-------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無 | 設置    | 設置    | 設置    |
|     | 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数      | 1人    | 1人    | 1人    |

## 第2節 サービスの見込量と確保の方策

### 1 障害児通所支援

これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

#### ■障害児通所支援の実績と見込量（月間）

| サービス名称      | 単位       | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童発達支援      | 実利用者数（人） | 4         | 5         | 5         | 5         |
|             | 利用量（人日）  | 16        | 20        | 20        | 20        |
| 医療型児童発達支援   | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
|             | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 放課後等デイサービス  | 実利用者数（人） | 26        | 28        | 28        | 28        |
|             | 利用量（人日）  | 78        | 112       | 112       | 112       |
| 保育所等訪問支援    | 実利用者数（人） | 34        | 34        | 34        | 34        |
|             | 利用量（人日）  | 16        | 16        | 16        | 16        |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 実利用者数（人） | 0         | 0         | 0         | 0         |
|             | 利用量（人日）  | 0         | 0         | 0         | 0         |

※令和5年度は見込み

#### 【見込量確保の方策】

○本別町児童発達支援センター「よつば」が提供する「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」で見込量の確保を図ります。

○療育担当スタッフの知識と技術の向上を図り、より質の高い療育を提供できるよう努めます。

### 2 障害児相談支援

障害児相談支援は、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数をもとに見込んでいます。

#### ■障害児相談支援の実績と見込量（月間）

| サービス名称  | 単位           | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 障害児相談支援 | 実利用者数<br>（人） | 35        | 35        | 35        | 35        |

※令和5年度は見込み

#### 【見込量確保の方策】

○発達に不安や障がいのある子どもとその保護者が、気軽にいつでも相談できるようより身近な相談サービスの提供に努めます。

# 資料編

## 1 本別町健康長寿のまちづくり条例

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、障害者及び高齢者等が健康で安心して快適に暮らせる社会を目指し、町、事業者及び町民（以下「町等」という。）の責務を明らかにするとともに、本別町健康長寿のまちづくり会議に関し必要な事項を定めること等により、保健福祉施策への町民の参加と共同連帯による長寿のまちづくりを推進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健福祉施策 障害者に関する福祉計画、高齢者等に関する保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びにそれに基づき実施する事業をいう。
- (2) 町民の参加 障害者、高齢者等及びサービス利用者とそれらに関係する町民の意見反映を推進し、町等が相互に補い合い、協力することをいう。

#### (町の責務)

第3条 町は、保健福祉施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、保健福祉施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) この条例の町民参画規定を活用し、町民参加の機会を提供すること。
- (2) この条例の果たす重要性にかんがみ、本別町健康長寿のまちづくり会議への情報提供及び運営に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 介護サービスに関する事業を行う者（以下「介護サービス事業者」という。）に対する適切な指導等を行うこと。

#### (事業者の責務)

第4条 介護サービス事業者は、適切なサービスの提供に努め、その事業の実施に当たっては、町が実施する介護に関する施策に協力しなければならない。

2 介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 介護サービスを利用する者（以下「サービス利用者」という。）に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で、同意を得ること。
- (2) サービス利用者からの苦情を未然に防止するよう努めますとともに、この条例に基づく苦情処理に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、保健福祉施策の策定、実施及び評価に関して積極的に参加し、意見を述べるよう努めますとともに、町民相互の連帯に努めなければならない。

（介護相談員との連携）

第6条 町は、サービス利用者又はその家族、介護サービス事業者その他の者からの相談又は苦情に対応し、これを解決するための相談窓口を設置し、介護相談員と連携して迅速な解決に努めなければならない。

## 第2章 本別町健康長寿のまちづくり会議

（設置）

第7条 第1条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、本別町健康長寿のまちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第8条 まちづくり会議は、次の所掌事務について調査審議する。

- （1） 保健福祉施策の策定に関すること。
- （2） 保健福祉施策の進ちょく状況に関すること。
- （3） 保健福祉施策の事業の評価に関すること。
- （4） 重要な事務事業で町長より諮問されたこと。
- （5） 苦情処理に関すること。
- （6） 在宅介護支援センターの運営に関すること。
- （7） その他設置の目的を達成するために必要なこと。

（苦情の解決）

第9条 まちづくり会議は、相談窓口又は介護相談員等により解決が困難な事例の報告を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該苦情への対応、及びその解決の方法、内容等について速やかに調査審議をするものとする。

- （1） 介護サービスに関わらない苦情
- （2） 判決、裁決等により確定した権利関係に関するもの
- （3） 裁判等で係争中の事案に関するもの
- （4） すでに苦情処理が終了しているもの
- （5） 苦情に関する事実があった日から著しく経過したもの

2 調査審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対し、解決の方法、内容等について意見を述べ、又は国民健康保険団体連合会及び担当部局と連携をとりながら、その相談又は苦情に係る介護サービス事業者に対して是正の措置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 まちづくり会議は、前項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けた介護サービス事業者がこれに従わなかったときは、その旨を町長に対して通知するものとする。

4 町長は、前項の通知を受け必要があると認めたときは、当該通知に係る者の氏名又は名称及びその者が勧告に従わなかった旨を公表することができる。

（資料の提出等）

第10条 まちづくり会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要と認めるときは、町長及び介護サービス事業者その他の関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協

力を求めることができる。

（町民の意見）

第11条 まちづくり会議は、所掌事務について調査審議するに当たって必要ある場合には、町民その他の者から意見を聴くことができる。

（意見の具申）

第12条 まちづくり会議は、所掌事務について調査審議した結果必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

（組織）

第13条 まちづくり会議は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町民
- (2) 保健福祉関係者（学識又は経験を有する者を含む。）
- (3) 介護サービス事業者
- (4) その他会議の目的に必要な者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。ただし、第2項第1号の委員については、連続して2期を超えてはならない。

5 町長は、第2項第1号の委員を任命するに当たっては、可能な限り町民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任するようにしなければならない。

（役員）

第14条 まちづくり会議に次の役員を置き、委員の互選によって定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

2 会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する順序により、その職務を代理する。

4 事務局長は、会長の指示を受けまちづくり会議の事務処理を掌理する。

（会議）

第15条 まちづくり会議は、会長が招集する。

2 まちづくり会議は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

3 まちづくり会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第16条 まちづくり会議に第8条第5号に掲げる事務に関する苦情調整部会を設置する。

2 まちづくり会議の運営上必要あるときは、第1項に規定する以外の部会を設置することができる。

3 第1項又は第2項の規定により部会を設置した場合においては、この条例に定めるまちづくり



会議の権限を、規則で定めるところにより、部会に委任することができる。

- 4 部会の審議及び検討事項について、会長が必要と認めるときは、まちづくり会議に報告し、又は議決を受けなければならない。

（守秘義務）

- 第17条 まちづくり会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（会議の公開）

- 第18条 まちづくり会議及び部会の会議は、原則、公開するものとする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき合理的理由があるものとして規則に定める事由に該当するとき、又はまちづくり会議及び部会において特に公開しない旨の議決をしたときは、この限りではない。

（規則への委任）

- 第19条 この条例に定めるもののほか、まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第15号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（新条例による委員の任期）

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の本別町健康長寿のまちづくり条例の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の本別町健康長寿のまちづくり条例の規定による任期の残任期間とする。

## 2 本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿

| 条例第13条第2項<br>による区分                        | 団 体 名 等                | 氏 名<br>(敬称略) | 役 職 名 等                |
|-------------------------------------------|------------------------|--------------|------------------------|
| (1) 町 民 4名                                | 一般町民                   | 竹 田 稔        | 事務局長（事業評価<br>部会）       |
|                                           |                        | 尾 崎 将 寛      | 地域密着型サービ<br>ス運営部会      |
|                                           |                        | 岩 城 幸 宏      | 苦情調整部会                 |
|                                           |                        | 柳 澤 真佐美      | 事業評価部会                 |
| 2) 保健福祉関係者<br>(学識又は経験を<br>有する者を含む)<br>12名 | 十勝総合振興局本別地域保健支所        | 黒 瀧 仁 司      | 事業評価部会                 |
|                                           | 本別町民生児童委員協議会           | 高 橋 哲 夫      | 会長                     |
|                                           | 本別町在宅福祉ネットワーク連絡協<br>議会 | 山 岡 れい子      | 地域密着型サービ<br>ス運営部会      |
|                                           | 本別町在宅介護者を支える会          | 北 谷 志津子      | 副会長（地域密着型<br>サービス運営部会） |
|                                           | 本別町ボランティアセンター会議        | 佐 藤 豊 作      | 苦情調整部会                 |
|                                           | 本別町国民健康保険運営協議会         | 三 井 玲 子      | 事業評価部会                 |
|                                           | 本別町老人クラブ連合会            | 品 田 法 子      | 地域密着型サービ<br>ス運営部会      |
|                                           | 本別町介護相談員               | 藤 井 勝 敏      | 苦情調整部会                 |
|                                           | 身体障害者福祉協会本別町分会         | 布 施 秀 夫      | 地域密着型サービ<br>ス運営部会      |
|                                           | チャレンジド・ネットワークほんべつ      | 井 出 直 美      | 苦情調整部会                 |
|                                           | 本別町手をつなぐ親の会            | 千 葉 妙 子      | 事業評価部会                 |
|                                           | 本別町社会福祉協議会             | 稲 守 直 美      | 事業評価部会                 |
| (3) 介護サービス<br>事業者連絡会<br>2名                | 介護老人保健施設アメニティ本別        | 西 田 拓 己      | 事業評価部会                 |
|                                           | グループホームあさひの里           | 木 村 正 子      | 事業評価部会                 |
| (4) その他会議の<br>目的に必要な<br>者<br>3名           | 本別町自治会連合会              | 山 本 謙 二      | 地域密着型サービ<br>ス運営部会      |
|                                           | 本別調停協会（家裁調停委員）         | 岡 崎 慶 太      | 副会長（苦情調整部<br>会・事業評価部会） |
|                                           | 人権擁護委員                 | 荒 文 枝        | 苦情調整部会                 |
| 合計 21 名                                   |                        |              |                        |

### 3 計画策定経過

| 年月日                 | 会議名等                         | 内 容                                                                                        |
|---------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年12月<br>～令和5年1月  | 障がい者（児）及び障害福祉に関するアンケート調査     | ○障がい者アンケート調査<br>○障がい児アンケート調査<br>○一般町民向けアンケート調査                                             |
| 令和5年6月23日           | 第1回<br>本別町健康長寿のまちづくり会議       | ○障がい者（児）及び障害福祉に関するアンケート調査結果の報告                                                             |
| 令和5年7月27日           | 本別町健康長寿のまちづくり会議<br>第1回事業評価部会 | ○事業評価の方法について<br>○事業評価シート及び評価調書（個別票）による進捗状況及び現状と課題、今後の方向性（事務局提案）の説明<br>○事業の評価、今後の方向性に対する意見等 |
| 令和5年8月28日           | 本別町健康長寿のまちづくり会議<br>第2回事業評価部会 | ○事業評価シート及び評価調書（個別票）による進捗状況及び現状と課題、今後の方向性（事務局提案）の説明<br>○事業の評価、今後の方向性に対する意見等                 |
| 令和5年10月4日           | 本別町健康長寿のまちづくり会議<br>第3回事業評価部会 | ○事業評価シート及び評価調書（個別票）による進捗状況及び現状と課題、今後の方向性（事務局提案）の説明<br>○事業の評価、今後の方向性に対する意見等                 |
| 令和5年10月27日          | 第2回<br>本別町健康長寿のまちづくり会議       | ○第2次障がい福祉総合計画の事業評価部会による事業評価部会報告<br>○第3次障がい福祉総合計画（骨子案）についての審議                               |
| 令和5年12月22日          | 第3回<br>本別町健康長寿のまちづくり会議       | ○第3次障がい福祉総合計画（素案）についての審議                                                                   |
| 令和6年2月1日<br>～2月22日  | パブリックコメント                    | ○第3次障がい福祉総合計画への意見募集                                                                        |
| 令和6年2月13日<br>～2月15日 | 地域説明会<br>（勇足地区・仙美里地区・本別地区）   | ○第3次障がい福祉総合計画について                                                                          |
| 令和6年2月29日           | 第3回<br>本別町健康長寿のまちづくり会議       | ○第3次障がい福祉総合計画（最終案）についての審議                                                                  |

## 第3次障がい福祉総合計画

第8期障がい者保健福祉計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

《令和6年度～令和8年度》

令和6年3月発行

発 行 本別町

編 集 本別町保健福祉課

住 所 〒089-3325 北海道中川郡本別町西美里別 6-15

電 話 0156-22-8520

FAX 0156-22-6811

Email syogai@town.honbetsu.hokkaido.jp

URL <https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>